

第四次稲城市男女共同参画計画（平成 28 年度～37 年度）

男女平等推進いなぎプラン

推進状況調査報告書

（令和 4 年度事業実績に対する評価）

稲 城 市

は　じ　め　に

稲城市では、すべての個人がお互いにその人権を尊重し、責任も喜びも分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、市が行う施策の基本的方向を明らかにし、施策を総合的かつ効果的に推進していくために、稲城市男女共同参画計画「男女平等推進いなぎプラン」に基づき、施策を推進してまいりました。

そして、平成 27 年度に第四次男女平等推進いなぎプラン（計画期間：平成 28 年度から平成 37 年度まで）を策定し、4 つの目標に向けて 11 の施策の方向、18 の施策を掲げています。

本報告書は、令和 4 年度における事業に対する担当課の振り返り及び稲城市男女共同参画計画推進協議会からの意見などを反映させ、事業実績としてまとめたものです。また、今回の実績を踏まえて、次年度の事業に期待を寄せた協議会からの提言を目標ごとに打ち出しています。

今後とも稲城市の男女共同参画の更なる推進につなげていくため、関係各位には引き続き、男女平等推進事業の実施に対しご理解及びご協力をお願いいたします。

令和 6 年 3 月

稲城市産業文化スポーツ部市民協働課

目 次

男女平等推進いなぎプラン 体系図	1
報告書の見方	3
推進状況調査結果の概要	5
男女平等推進いなぎプラン 関係各課 取組み状況調べ＜調査結果＞	6
今後の事業に期待すること（稲城市男女共同参画計画推進協議会から）	7

推進状況調査結果

目標Ⅰ あらゆる分野へ男女共同参画を進める

施策の方向

1 男女平等の意識づくり（固定的性別役割分担意識の解消）	11
2 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進	21

目標Ⅱ 人権を尊重し 配偶者からの暴力を根絶する

施策の方向

1 人権の尊重及び生涯を通じた健康支援	25
2 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶	31

目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する

施策の方向

1 労働の場における男女共同参画の推進	45
2 家庭での男女共同参画の推進	51
3 子育て施策の推進	57
4 介護の社会化の推進	73
5 地域における男女共同参画の推進	77

目標Ⅳ いなぎプランを推進する

施策の方向

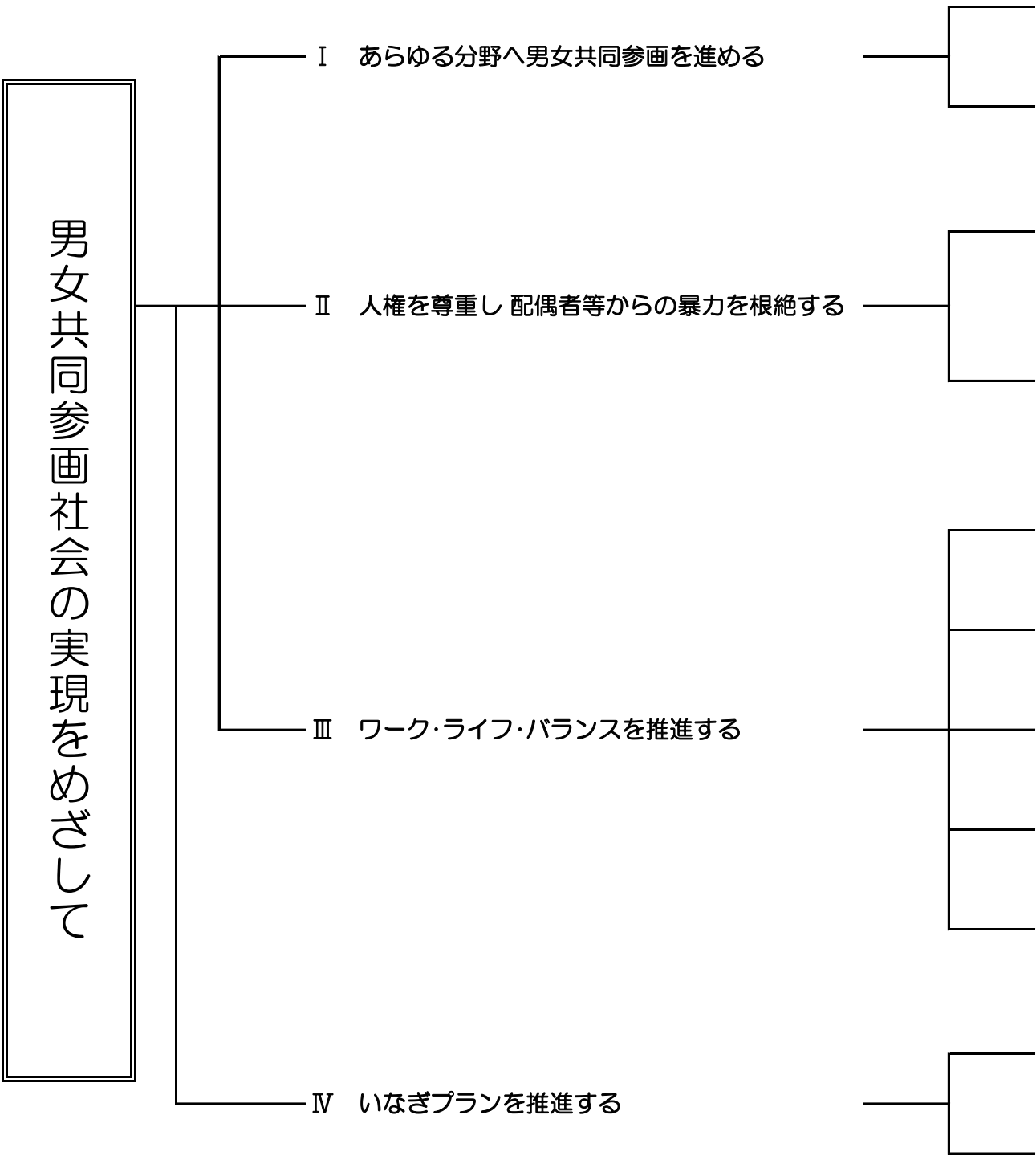
1 いなぎプランの推進	83
2 男女平等推進センター事業の充実	97

資料

男女平等推進いなぎプラン（第四次）推進状況調査 時系列実績……………	107
稲城市における政策決定過程への女性の参画状況……………	115
用語解説……………	116
稲城市男女共同参画計画推進協議会……………	118
稲城市男女平等推進本部……………	118

男女平等推進いなぎプラン 体系図

目 標



施策の方向

施 策

- | | | |
|----------------------------------|----|---|
| 1 男女平等の意識づくり
(固定的性別役割分担意識の解消) | — | (1)学校における男女平等の推進
(2)家庭・地域における男女の意識改革 |
| 2 政策・方針決定過程における男女共同
参画の促進 | — | (1)委員会・審議会等への女性委員の参画の促進
(2)男女共同参画の視点を入れた防災対策の推進 |
| 1 人権の尊重及び生涯を通じた健康支援 | — | (1)人権を尊重する意識の普及・啓発
(2)性に関する正確な知識の普及 及び 健康支援 |
| 2 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶 | — | (※1) (※2)
(1)配偶者等からの暴力防止及び被害者支援
(稲城市配偶者等暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)
(2)男女平等を阻むハラスメントの防止 |
| 1 労働の場における男女共同参画の推進 | — | (1)女性の就労支援
(2)企業や事業主への啓発 |
| 2 家庭での男女共同参画の推進 | —— | (1)男女がともに家事・育児・介護に参画するための支援 |
| 3 子育て施策の推進 | — | (1)子育て支援の充実
(2)ひとり親家庭の支援 |
| 4 介護の社会化の推進 | —— | (1)介護施策の充実 |
| 5 地域における男女共同参画の推進 | —— | (1)地域活動への参画の促進 |
| 1 いなぎプランの推進 | — | (1)庁内推進体制の充実
(2)いなぎプランの進捗管理 |
| 2 男女平等推進センター事業の充実 | —— | (1)男女平等にかかる事業の充実 |

(※1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」における「配偶者」では、内縁関係や元配偶者、同居の交際相手までを対象としています。本計画では、法律に定める対象よりも範囲を広げ、恋人等の親密な関係にあるパートナーなどからの迫害や暴力、ハラスメントも対象とするため、「配偶者」ではなく、「配偶者等」と表記しています。

(※2) 暴力には、身体的暴力のみならず、精神的・経済的・社会的・性的暴力も含まれます。

報告書の見方

1 評価の方法

- (1) 担当課による自己評価
事業について、担当課が実施内容の報告をするとともに自己評価を行います。
- (2) 稲城市男女共同参画計画推進協議会による評価
担当課の行った自己評価の内容について、男女平等の視点から確認しながら担当課への質問事項やコメントについても検討したのち、まとめます。さらに、今後の事業に期待することとして提言を添えます。
- (3) 稲城市男女平等推進本部による評価
庁内推進組織である男女平等推進本部（本部長：副市長）において、担当課の自己評価及び男女平等参画関係事業等を報告し、施策の推進状況について点検・評価を行います。

掲載例

事業		計画	担当課
		●「計画」欄 第四次いなぎプランの計画期間は、平成28年度～37年度までです。 表記は、次のような意味をもつものとします。 継続：第三次いなぎプランから継続している事業 充実：第三次いなぎプランから継続している事業で、平成28年度以降充実していく予定のある事業 新規：第四次いなぎプランから新たに登載した事業 第三次いなぎプランから継続している事業で、新たな取組みが加わった事業	

2 担当課による自己評価の基準

男女平等の視点に立って事業展開が図られたかどうかを自己評価します。

男女平等が直接の目的ではない事業においても、その事業が充実することにより結果的に男女平等が推進される事業については、（ ）内をもとに評価します。

A	男女平等の視点を十分に配慮し、事業も十分実施できた。 (男女平等が直接の目的ではないが、その事業が充実することにより結果的に男女平等が推進される事業が充分実施できた。)
B	男女平等の視点を十分に配慮したが、事業の実施については工夫や改善が必要だった。 (男女平等が直接の目的ではないが、その事業が充実することにより結果的に男女平等が推進される事業の実施については工夫や改善が必要だった。)
C	男女平等の視点への配慮が十分とはいえないが、事業は十分実施できた。 (男女平等が直接の目的ではないが、その事業が充実することにより結果的に男女平等が推進される事業は実施できなかった。)

【 年度当初の目標 】 調査結果を参考にした事業の実施を図る。

令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○市民実態調査 10年に1度実施を予定する調査で、直近では平成26年度に実施（第四次男女平等推進いなぎプラン策定の基礎資料とするため）。次回は令和6年度に実施予定。 ○職員の意識調査 5年に1度実施を予定する調査で、令和3年度に実施。次回は令和7年度に実施予定。		○職員意識調査を行ったので、調査結果をもとに職員への男女平等の意識改革に役立てていきたい。

●「担当課コメント」欄
事業実施の評価に対して、なぜこの評価なのかという説明や、実施した結果に対するコメントが記載されています。

【質問】

○令和6年度の市民実態調査へ向けて調査内容の検討予定などがありますか。

→【担当課回答】

○現在のところ、これから秘書広報課と実施方法等を調整しながら検討いたします。

【協議会からのコメント】

○職員意識調査を実施したことにより、課題の洗い出しから「啓発・情報提供」の事業担当である人事課とも連携し、セ

●協議会から質問・コメント
事業に対するコメントや質疑応答があった場合に掲載されています。

推進状況調査結果の概要（令和4年度実績）

1 調査の概要

- (1) 目的
「男女平等推進いなぎプラン」の着実な推進を図るため、毎年度ごとに各事業の実績を集約し、計画の推進状況を明らかにするものです。
- (2) 調査対象
男女平等事業担当課 17課、60事業（延べ88課）
【担当課】総務契約課、人事課、市民課、観光課、市民協働課、高齢福祉課、障害福祉課、健康課、子育て支援課、子ども家庭支援センター課、児童青少年課、防災課、学務課、指導課、生涯学習課、図書館課、市立病院
※関係各課については全庁的に「取組み状況調べ」を実施しているため、含めず。
- (3) 調査項目
①事業実績
②男女平等の視点に立った事業実施の評価
③事業実施の評価に対する担当課コメント

2 男女平等の視点に立った事業実施の評価の状況

令和4年度 (単位：課)

男女平等の視点に立った 事業実施の評価 目 標	令和4年度				令和3年度			
	A	B	C	合計	A	B	C	合計
I あらゆる分野へ男女共同 参画を進める	11	2	0	13	11	2	0	13
II 人権を尊重し 配偶者等から の暴力を根絶する	21	0	0	21	20	1	0	21
III ワーク・ライフ・バランス を推進する	31	2	0	33	32	1	0	33
IV いなぎプランを推進する	20	1	0	21	20	1	0	21
合 計	83	5	0	88	83	5	0	88
	94.3%	5.7%	0.0%	100.0%	94.3%	5.7%	0.0%	100.0%

※課数は延べで集計。1つの事業に複数の課が関わる場合は、各々評価をカウントしています。

【事業実施評価の内訳】

A	男女平等の視点を十分に配慮し、事業も十分実施できた。 (男女平等が直接の目的ではないが、その事業が充実することにより結果的に男女平等が推進される事業が充分実施できた。)
B	男女平等の視点を十分に配慮したが、事業の実施については工夫や改善が必要だった。 (男女平等が直接の目的ではないが、その事業が充実することにより結果的に男女平等が推進される事業の実施については工夫や改善が必要だった。)
C	男女平等の視点への配慮が十分とはいえないが、事業は十分実施できた。 (男女平等が直接の目的ではないが、その事業が充実することにより結果的に男女平等が推進される事業は実施できなかった。)

男女平等推進いなぎプラン 関係各課 取組み状況調べ ＜調査結果＞

第四次男女平等推進いなぎプラン（計画期間：平成28年度～平成37年度）の中で、全庁的に取り組みを継続していくべき事業については「関係各課」と記載してあります。

推進状況を確認するために、該当事業について取組み状況に関する調査を行い、関係各課が自己評価をしました。自己評価を通して事業実施内容を振り返り、さまざまな分野において男女共同参画が推進されていく体制づくりを目指します。



©K.Okawara・Jet Inoue

評 価	
○	実施した または できた
△	配慮したが、実施については工夫や改善が必要だった
×	十分にはできなかった
－	該当事業なし

回答部署数： 49

	質 問	事 業	○	△	×	－
項目1	委員会・審議会等における女性委員の積極的な登用や、委員の男女比の均衡に配慮し、実施しましたか。	女性委員の積極的登用と委員の男女比の均衡	21	9	0	19
項目2	広報物の作成にあたり、「女の人はこちら」「男の人はこちら」というように、性別に関する思い込みや偏見をつくるおそれのある表現をしたり、暴力を許容するような表現、人目をひくため不必要に女性を飾り物・性的対象物として表現することのないよう、注意を払って実施しましたか。	男女平等の視点でのメディア・リテラシーに関する啓発と男女平等に配慮した広報物の作成	37	0	0	12
項目3	DV（配偶者等からの暴力、デートDV含む）の問題について、相談しやすい環境を作り、解決に向けて取り組みましたか。	配偶者等からの暴力に関する相談事業の実施	10	0	0	39
項目4	DV（配偶者等からの暴力、デートDV含む）の問題について、被害に遭った方の支援に向けた関係機関の協力体制を図ることができましたか。	配偶者等からの暴力による被害者支援に向けた関係機関の連携強化等	12	0	0	37
項目5	事業実施の際、仕事をしている人や子育て中の方も参加できるように、託児付きセミナーにしたり、曜日や時間帯に配慮しましたか。	男女が共に家事・育児・介護に参画するための啓発・情報提供	17	5	1	26
項目6	男女が共に地域活動へ参画できるように、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から啓発・情報提供をしましたか。	地域活動への参加促進のための啓発・情報提供	16	3	0	30
項目7	男女が共に地域活動へ参画できるよう、曜日や時間帯に配慮した事業実施をしましたか。	男女が共に参画できる地域活動の機会の提供	22	1	0	26
項目8	育児・介護休業、短時間勤務、休暇を取りやすい環境づくりや時間外労働の削減に努めるなど、多様で柔軟な働き方ができるよう取り組みましたか。	男女が共に働きやすい環境整備	44	2	1	2
項目9	本調査や男女平等推進いなぎプラン推進状況調査などへの回答を通して、適正な点検や評価を行えていますか。	男女平等推進いなぎプラン推進状況調査の実施及び職員への周知	48	1	0	0
項目10	男女共同参画を推進するにあたり、市だけでは取組みが困難な施策については、国や東京都、周辺自治体及び関係機関との連携をしていますか。	国や東京都、周辺自治体及び関係機関との連携	15	3	0	31

第Ⅳ期稲城市男女共同参画計画推進協議会

本協議会では、今後の事業に反映されていくことを期待し、稲城市男女共同参画計画「男女平等推進いなぎプラン」の推進状況を点検するとともに評価及び提言を行っております。

今後の事業に期待すること

目標Ⅰ	あらゆる分野へ男女共同参画を進める
1 学校においては、子どもたちが、男女が平等であることはもちろん性のあり方それ自体が多様であり、自由で尊重されるべきものと学び、感じることができるよう学習内容および環境等を整備すること。その一環として、性的マイノリティや女性の児童・生徒に対する適切な配慮を講じること。こうした学校運営のために、教職員に対する啓発や情報提供等を継続し、教職員からの相談に応じられる仕組みを整えること。また、女性教員の管理・指導的立場への参画を促進するための実効的な策を講じること。 地域においても、性の平等、性の多様性、性的マイノリティへの配慮等に関する啓発や情報提供を継続し、地域のなかに根強くのこる性差別を撤廃するために、自明視されてきた慣習や慣行、言語表現などを根気強く見直していくこと。 2 市の政策・方針決定過程においては、委員会や審議会等への女性の参画率向上を妨げる要因を精査し、その見直しを図ること。また、多様な性の視点を取り入れて、性の平等を推進すること。災害対策においては、社会的に不利な立場に置かれた人々が災害によってさらなる不利益を被ってしまう現状を是正すべく、方針決定に女性や性的マイノリティの視点を取り入れ、災害弱者に配慮した避難所設営・管理運営を行うこと。	

目標Ⅱ	人権を尊重し配偶者等から暴力を根絶する
1 人権が普遍、平等、不可侵なものであり、多様な性のあり方やライフスタイルを認めることが人権にかかわる課題であると理解するための啓発・情報提供を継続すること。併せて、自分と他者の人権を守るための具体的な手段についても啓発や情報提供を実施すること。学校においては、包括的性教育を実施すること。リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関しては、現行の啓発・情報提供に加えて、妊娠・出産をしない選択が尊重されるような情報提供も行い、あらゆる当事者が相談しやすい仕組みを考案すること。 2 親密な関係性における暴力（DV）やセクシュアル・ハラスメントに関して、それらの暴力性や、背景にある性差別的な社会構造、および、防止や被害者救済に関わる法令や制度等に関する啓発・情報提供を行うこと。DVについては、被害の早期発見のために相談体制の拡充と周知を進め、被害者の安全とプライバシーを確保し、各機関で連携を図りながら速やかに対応し、二次被害を与えないよう十分配慮すること。セクシュアル・ハラスメント等のハラスメント被害については、啓発や情報提供を継続しつつ、被害者からの相談に対応できる仕組みづくりを検討し実効的な策を講じること。	

目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランスを推進する
1 企業や事業主が、男女共同参画や性の平等、多様性を尊重する社会についてより理解を深め、誰もが自分らしく働ける環境づくりを支援すること。女性の就労支援については、市内外の関係機関と連携して、就労セミナーや相談の充実を図ること。働き方改革関連法及び法改正については、市内企業への周知徹底と取り組みの支援を推進すること。 2 働き方の多様化が進展する現在、仕事と家庭の両立は以前にも増して求められるようになっていく。この点を踏まえ、家庭内での家事、育児、介護等に対する性別による固定的な役割分業意識が解消され、希望する全ての人が育児、介護等のための休暇を取得したり、家事、育児、介護等のサポートサービスを利用したりできるようセミナー等を実行し、より一層の支援をすること。また、安心して育児、介護に取り組める地域を目指して環境整備を図り、全ての人が心身共に健康的でいきいきとした生活を実現、継続できるよう尽力すること。 3 仕事と育児の両立実現に向けて、保育施設や学童クラブの拡充と質の向上、相談体制の整備、再就職とキャリアデザイン支援の充実をさらに推進し、働きたい人々が精神的サポートも得ながら自分らしく安心して働ける環境づくりをすること。また、ひとり親家庭や多子世帯、高齢者家庭、障害児を抱える家庭等への支援体制を充実させ、これを必要とする人への制度の周知徹底を徹底すること。 4 性別や年齢に関わりなく、介護をしている人が仕事や学業、日々の活動を諦めることなく持続できる環境を整えること。そのために必要な情報提供や資格取得、スキルアップ支援等の周知徹底をはかり、継続に尽力すること。 5 世代や性別による役割規範にとらわれず、共に暮らせる地域社会を育んでいくこと。デジタル化を推進して、家庭や仕事、地域活動に活用できる情報提供を可能とする環境を整備する必要がある。その為に、デジタル化に対応できる技術習得に関し、その習得策を具体的に検討すること。また、この地域に関わる産官学市民等全ての組織が連携して、地域防災や地域社会活動、生涯学習などを行える場を作り、参加の意義を広く市民に伝えてその普及に努めること。	

目標Ⅳ	いなぎプランを推進する
1 いなぎプランを推進する事業所として、すべての市職員が、性別等にかかわらずそれぞれのライフスタイルに応じて、働きやすく、やりがいを感じ、希望あるキャリアデザインを描ける職場環境を整備すること。そのために庁内での男女平等に関する課題の分析により一層取り組み、検討課題に向けて対策を推進すること。また多様な性のあり方を尊重する視点から、市職員一人ひとりが男女共同参画に関する事業に取り組み、プランの推進に努めること。 2 男女平等参画社会の実現のために、市民に男女平等いなぎプランや男女平等推進センターの存在・利用方法を周知すること。また、市民との相互交流の場を拡充し、市民の要望に耳を傾け、事業をより充実させていくこと。	

推進状況調査結果

目標 Ⅰ あらゆる分野へ男女共同参画を進める

施策の方向 1 男女平等の意識づくり（固定的性別役割分担意識の解消）

施策 （1） 学校における男女平等の推進

子どもたちが人権を尊重し、固定的性別役割分担意識にとらわれない価値観を身につけられるよう、男女平等の視点に立った学校運営・教育活動を推進します。また、性別に関わりなく、子どもたちの個性や能力を伸ばす男女平等教育を推進できるよう、教職員の研修を実施します。

事業		計画	担当課
①	男女平等の視点に立った学校運営の推進 （学校行事等の見直しの継続）	継続	指導課
事業		計画	担当課
②	男女平等の視点に立った教育活動の推進 （各教科・道徳・特別活動等）	継続	指導課

【 年度当初の目標 】 男女平等意識の観点から教育内容の充実を図るよう指導・助言する。

令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
校長会・副校長会・教務主任会・人権教育推進委員会の場で、男女平等意識の観点から学校行事等での参加及び発表の順番などを見直し、男女差別防止に配慮した適切な学校運営ができるように支援した。	A	儀式的行事における男女混合座席や体育的行事での男女混成競技、文化的行事での適性による役割など教育課程の中でも男女平等の視点で適切な編成が行われていくよう、今後も校長会等で継続的な意識啓発を進めていく。

【協議会からのコメント】

○事業実績について、毎年同じような記載となっておりますが、もう少し具体的に記載してください。

→【担当課のコメントに対する回答】

運動会や体育祭において男女混合種目を増やしています。また学習発表会等の実行委員や児童会・生徒会の役員についても性別に拘らず、意欲のある児童生徒が担うよう、校長会等で男女平等の視点に立った意識啓発に努めています。

【 年度当初の目標 】 男女平等意識の観点から教育内容の充実を図るよう指導・助言する。

令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
校長会・副校長会・教務主任会において、男女平等教育の視点に立った教育活動の実践について指導・助言するとともに、教育内容の充実を図るよう努めた。	A	男女平等参画社会の意義を改めて認識できるように働きかけるとともに、アンコンシャス・バイアスにとらわれない指導計画を作成するよう、各担当者会を通じて男女平等教育の視点から教育活動を推進するよう指導・助言した。

【協議会からのコメント】

○事業実績について、毎年同じような記載となっておりますが、もう少し具体的に記載してください。事業に記載してある「各教科・道徳・特別活動等」の内容にもう少し触れてください。

→【担当課のコメントに対する回答】

一例としては、柔道のような身体的な接触を伴う種目は男女を分ける必要があると捉えていますが、それ以外の小中学校の体育・保健体育については男女平等の視点に立ち、基本的に男女共習を実施しています。

目標 Ⅰ あらゆる分野へ男女共同参画を進める

施策の方向 1 男女平等の意識づくり（固定的性別役割分担意識の解消）

施策 （1） 学校における男女平等の推進

子どもたちが人権を尊重し、固定的性別役割分担意識にとらわれない価値観を身につけられるよう、男女平等の視点に立った学校運営・教育活動を推進します。また、性別に関わりなく、子どもたちの個性や能力を伸ばす男女平等教育を推進できるよう、教職員の研修を実施します。

事業		計画	担当課
③	男女平等の視点に立った進路指導、生活指導の推進	継続	指導課
事業		計画	担当課
④	教職員の男女平等に関する研修の実施	継続	指導課
事業		計画	担当課
⑤	女性教員の管理・指導的立場への参画に向けた意識啓発等	継続	指導課

【 年度当初の目標 】 性別にかかわらず生徒の個性に応じた適切な進路指導を行うよう指導・助言する。

令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
進路等の相談にあたっては、男女の性別にかかわらず生徒の個性に応じた適切な進路指導を行うよう指導・助言した。校長会・副校長会・生活指導主任会・進路指導主任会等において、継続的に男女平等教育の視点に立った進路指導・生活指導に取り組んだ。	A	進路指導においては、性差にとらわれることなく、児童・生徒の個性の伸長の視点及び保護者の意向を尊重していくように助言した。また、指導の際に、差別的な言動をしないようにすること等、男女平等教育の視点に立ち、言語環境に十分配慮するよう取り組んだ。

【 年度当初の目標 】 原則全員参加とした上で男女平等教育に基づく研修を推進する。

令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
人権教育の充実を図るとともに、年5回の人権教育推進委員会において様々な協議・講習及び管外研修等の場を通して、男女平等教育に基づく研修を推進した。	A	男女の性別に関係なく、個人として尊重し合う人権教育を推進するため、今後も人権教育推進委員会で男女平等教育に関する研修を継続的に行っていく。

【質問】

○様々な研修とありますが、具体的にどのようなことをされたのでしょうか。

→【担当課回答】

○担当者が、東京都の人権教育指導推進委員会に参加したことを基に、人権教育推進委員会にて、人権教育プログラムについての研修や、アンコンシャス・バイアスに関する研修、人権教育に関する協議、東京都教育委員会人権尊重教育推進校の発表等を通じて人権教育の推進を図りました。

【 年度当初の目標 】 管理職試験について、男女を問わず受験できる旨、教職員に周知し受験を奨励する。

令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
教育管理職選考については、男女を問わず本人の希望により受験できる制度であり、教職員に広く周知し受験を奨励した。 教員の校務分掌は男女関係なく、その職に対する個々の能力・適性を総合的に判断し、職務分担が出来るように推進した。	A	少しでも多くの女性教員が教育管理職選考を受け、校長・副校長が増加していくよう奨励を行うとともに、意思決定段階への参加に向けた意識啓発を行っていきたい。

目標 I あらゆる分野へ男女共同参画を進める

施策の方向 1 男女平等の意識づくり（固定的性別役割分担意識の解消）

施策 （2） 家庭・地域における男女の意識改革

固定的性別役割分担意識やそれに基づく慣習や慣行は、家庭や地域において大人から子どもへ引き継がれていきます。家庭や地域において、男女平等が進んでいない慣習や慣行を見直すとともに、根強く残る固定的性別役割分担意識を解消し、次の世代に伝わることをしないよう、啓発や情報提供を実施します。

事 業		計 画	担当課
①			
	固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発・情報提供	継続	市民協働課

【 年度当初の目標 】 女性の活躍推進をテーマに取り上げ、関心の高い内容で実施する。

令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○男女平等推進セミナーの実施 セミナーⅠ 実施日：令和4年9月2日（金） テーマ：輝く自分であるために 定 員：20人 参加者：8人（女性8、男性0） 託 児：申込0人 セミナーⅡ 実施日：令和5年1月21日（土） テーマ：無意識の思い込みについて知ろう ～アンコンシャス・バイアスについて～ 定 員：30人 参加者：22人（女性20、男性2） 託 児：申込2人、利用2人 ○女と男のフォーラムいなぎの実施 実施日：令和5年2月12日（日） テーマ：パンデミックが浮き彫りにした ジェンダー格差 ～コロナ禍の未来を切り拓こう～ 参加者：45人 託 児：申込0人	A	○未だ根強い固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や様々な社会制度・慣行等を見直すことで、働き方・暮らし方・意識に変革をもたらすきっかけとなるよう、各事業を実施した。また、新型コロナウイルス感染症を考慮しての運営を行った。 セミナーⅠ 自分の魅力（アピールポイント）を発見するための個人ワークやグループシェアを行い自分らしい就職活動を進め、自分に合った仕事を見つけられるよう、自己表現力を上げるための方法を学んだ。（経済課との共催事業） セミナーⅡ どこにでも、誰にでも存在する「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」について知って、気づいて、対応することについて学んだ。 ○女と男のフォーラムいなぎ 女と男のフォーラムいなぎでは、市民実行委員と協働し、社会問題や気になることについて話し合いながらテーマを決めている。令和4年度は、令和3年度より引き続き企画当初より新型コロナウイルス感染症対策を考慮して進めていたが、感染者数が減少したことや緊急事態宣言、まん延防止対策が出ていなければ対面で開催したいという講師の意向を委員が賛同し開催とした。コロナ、女性、貧困というテーマで講演していただいた。長引くコロナ禍で女性の貧困や家庭内ケア負担など浮き彫りになった現実について知り、誰もが生きやすい社会を考えるきっかけとなった。

【協議会からのコメント】

○セミナーの開催、私自身は参加することができませんでしたが、誠にありがとうございました。

目標 Ⅰ あらゆる分野へ男女共同参画を進める

施策の方向 1 男女平等の意識づくり（固定的性別役割分担意識の解消）

施策 （2） 家庭・地域における男女の意識改革

固定的性別役割分担意識やそれに基づく慣習や慣行は、家庭や地域において大人から子どもへ引き継がれていきます。家庭や地域において、男女平等が進んでいない慣習や慣行を見直すとともに、根強く残る固定的性別役割分担意識を解消し、次の世代に伝わることのないよう、啓発や情報提供を実施します。

事業		計画	担当課
②			
	男女平等意識を培う主催講座等の実施	継続	生涯学習課

【 年度当初の目標 】 男女平等を推進するための学習の機会や会場貸出し協力も含め内容の充実を図る。

令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
(公民館) 親と子の教室の開催 ・中央公民館 3講座(全16回) 親14人、 保育児13人参加 ・第三公民館 1講座(全 9回) 親4人、 保育児 2人参加 ・城山公民館 1講座(全12回) 親3人、 要保育児3人参加 インファントマッサージ教室の開催 ・第四公民館 1回2コース(全4回) 各回7組15人 延べ28組60人参加 保育室開放 ・中央公民館 年間22回	A	【親と子の教室の開催】 それぞれの夫婦の関係を考えながら人生設計を構築する等の内容を含め実施した。 中央公民館 講座中第7回目 テーマ「「私」自身を考える」 講座中第12・14回目 テーマ「子育て中のアンガーマネジメント ～怒りと上手に向き合うためには～」 第三公民館 講座中第3回目 テーマ「これからの「私」のために」 城山公民館 講座中6回目 テーマ「私」再発見 ～これからの私を楽しむ～ 【インファントマッサージ教室】 1回2コースのうち、1コースは夫婦と父子の参加を促し、夫婦で育児に携わる意識の醸成に努めた。 【保育室開放】 保育室を自由に利用してもらうことで、保護者同士の情報交換の機会提供を行った。
【質問】 ○親と子の教室の開催について、中央公民館、第三公民館及び城山公民館の父親（男性）の参加率を教えてください。 ○講座のテーマ選びの際に、シングルマザーやシングルファザーの方が参加しやすいように配慮はしておりますか。 →【担当課回答】 ○親と子の教室 父親参加率 ・中央公民館 0% ・第三公民館 0% ・城山公民館 0% ○講座のテーマについては、シングルマザー（ファザー）の方を含めたすべての方に参加していただけるようなものを選ぶよう努めています。		

目標 Ⅰ あらゆる分野へ男女共同参画を進める

施策の方向 1 男女平等の意識づくり（固定的性別役割分担意識の解消）

施策 （2） 家庭・地域における男女の意識改革

固定的性別役割分担意識やそれに基づく慣習や慣行は、家庭や地域において大人から子どもへ引き継がれていきます。家庭や地域において、男女平等が進んでいない慣習や慣行を見直すとともに、根強く残る固定的性別役割分担意識を解消し、次の世代に伝わることをしないよう、啓発や情報提供を実施します。

事業		計画	担当課
男女平等に関する資料や情報の収集と提供		継続	市民協働課
③	事業	計画	担当課
	男女平等に関する資料や情報の収集と提供	継続	図書館課

【 年度当初の目標 】 時代に即した情報を収集し提供する。

令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○情報資料コーナーの充実 男女平等推進センター内情報資料コーナーにて、収集した図書、雑誌、行政資料等を提供している。 令和4年度は5冊を新しく配架。書籍の表紙が見える展示をするなど展示手法に工夫をしPRした。 (年間貸出数8冊) 市ホームページで蔵書一覧を掲載するほか、市民協働課で発行している男女平等に関する情報誌「それいゆ」を過去分も含めてホームページに掲載している。	A	○男女平等推進セミナーや女と男のフォーラムの関連図書を購入した。 新しい資料の収集などをするだけでなく、ポップなど新しく作成し、目に留まりやすくするよう努めた。 男女平等観の形成など大きな課題に対して、引き続き親しみやすく分かりやすい資料の収集・提供をしていきたい。

【 年度当初の目標 】 男女平等に関する資料の充実を図る。男女平等のイベントに合わせて資料展示を行う。

令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○男女平等に関する資料の収集等 男女平等に関する資料の収集を行い、貸出・閲覧に供した。行政機関等から届く男女平等に関する寄贈資料についても、適宜受入れを行っている。 ○男女平等関連資料の特設展示コーナー 「女と男のフォーラムいなぎ2023」に合わせて全館で設置した。 展示期間：令和5年1月24日(火)～2月12日(日) また、令和2年9月29日(火)～令和3年12月26日(日)の間中央図書館で実施した「SDGs関連資料展示」の展示資料リストの配布を継続して行っている。	A	図書購入の際、男女平等についての資料収集に配慮し、また、市が開催する男女平等に関するイベントに関連する展示により、図書館利用者へ男女平等参画に関する啓発を行うことができた。 男女平等に関する話題も含めた「SDGs関連資料展示」にて紹介した資料リストは、令和3年度から継続して現在も配布中である。なお、図書館では、随時新規資料の購入・古い資料の除籍を行っていることから、資料リストの更新を適宜行い、来館者の利用に資する内容のものを提供できるよう努めてまいりたい。

目標 Ⅰ あらゆる分野へ男女共同参画を進める

施策の方向 Ⅱ 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

施策 (1) 委員会・審議会等への女性委員の参画の促進

市民にとって身近な基礎自治体である市において、政策・方針決定に関わる委員会、審議会等への女性の登用や女性が参画しやすい環境整備を進めます。

事業		計画	担当課
①	女性委員の積極的登用と委員の男女比の均衡	継続	市民協働課
	女性委員の積極的登用と委員の男女比の均衡	継続	関係各課
事業		計画	担当課
②	人材バンクによる、女性の人材に関するデータの確保	継続	生涯学習課
	人材バンクによる、女性の人材に関するデータの確保	継続	市民協働課

【 年度当初の目標 】 委員の入れ替え時期に全庁的な呼びかけをするるとともに、目標値及び現在値の周知を行う。																						
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント																				
○審議会等の女性の参画率31.7% (令和4年4月1日時点)	B	○女性参画率向上のために依頼文書を発信し、現在値と目標値である「40%」を記載して周知するとともに、人材バンク制度等の活用についても案内している。適材適所の登用に留意しつつ、働きかけを継続していきたい。 女性の割合が10%未満の場合について、理由を確認したところ、「女性の人材が少ない」「職名により委員を充てているため」「団体の長等に女性の就任する割合が全体的に低くなっている」等があった。 単に女性の登用自体を推奨するものではなく、男女共同参画社会の実現をめざすには、女性の活躍が不可欠であって、そのために政策・方針決定過程への女性の参画の促進をめざす、ということへの理解促進に努める。																				
<table><tr><th>区分</th><th>委員数</th><th>女性委員数</th><th>女性委員の割合</th></tr><tr><td>行政委員(5)</td><td>25 人</td><td>4 人</td><td>16.0 %</td></tr><tr><td>附属機関(27)</td><td>344 人</td><td>101 人</td><td>29.4 %</td></tr><tr><td>その他(31)</td><td>544 人</td><td>184 人</td><td>33.8 %</td></tr><tr><td>計</td><td>913 人</td><td>289 人</td><td>31.7 %</td></tr></table>			区分	委員数	女性委員数	女性委員の割合	行政委員(5)	25 人	4 人	16.0 %	附属機関(27)	344 人	101 人	29.4 %	その他(31)	544 人	184 人	33.8 %	計	913 人	289 人	31.7 %
区分			委員数	女性委員数	女性委員の割合																	
行政委員(5)			25 人	4 人	16.0 %																	
附属機関(27)			344 人	101 人	29.4 %																	
その他(31)	544 人	184 人	33.8 %																			
計	913 人	289 人	31.7 %																			
委員として女性を登用することについて、全所属長に対し文書にて依頼した。(8月・3月)																						
【協議会からのコメント】 ○女性の割合が10%未満の場合について「職名により委員を充てているため」との理由がありますが、なるべく充て職にならないような委員構成を検討してみてもいいでしょうか。																						
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント																				
本書6ページ参照 (男女平等推進いなぎプラン 関係各課 取組み状況調べ<調査結果>、項目1)																						
【 年度当初の目標 】 女性に限らず、引き続き生涯学習だより「ひろば」等で登録者増を図っている人材との面談を実施することで十分なデータ確保を図る。																						
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント																				
令和4年度学習の指導者としての登録者は、144人、内女性は70人、登録者の多くは自主グループなどの指導者として活躍しているほか、いなぎICカレッジや稲城市生涯学習宅配便講座などの講師として、市民の学習機会を提供している。	A	可能な限り男女平等に寄与する学習機会を提供している。また、市民への学習機会の提供を通じて多くの方が活躍されている。																				
【 年度当初の目標 】 登録の募集を行う中で、女性の登録率向上を目指す。																						
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント																				
○市報にて人材バンクへの登録者を募集するとともに、市ホームページの「人材バンク（市政参加協力者）への登録者募集」コンテンツに女性委員登用率を記載した。令和4年度末現在、人材バンクの女性登録者は27人となっている。 (女性27人 男性44人 計71人 女性の登録率38.0%)	B	○審議会や委員会における女性の参画を推進するための間口が拡大するよう、募集時に女性の登録を特記していきたい。																				
【協議会からのコメント】 ○WEB登録を可能にしたり、登録情報を簡素化したりする等、登録に係るハードルを下げてほしいかと思ひます。																						

目標 I あらゆる分野へ男女共同参画を進める
施策の方向 2 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進
施策 (2) 男女共同参画の視点を入れた防災対策の推進
 東日本大震災の教訓を基に改正された災害対策基本法の趣旨等を踏まえ、避難者対策の方針決定過程に女性の参画を促進し、避難所設営・管理運営に男女共同参画の視点を取り入れま
す。

事業		計画	担当課
①	男女の視点を踏まえた避難所設営・管理運営の指針の改定	新規	防災課

【 年度当初の目標 】 男女平等参画の視点を入れた防災対策を推進するため、自主防災組織等を通じ、避難所設営・運営訓練を実施する等、普及啓発活動を行う。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
女性や要配慮者の視点に立った避難所運営訓練11回実施。男女の視点を踏まえた避難所運営に関する防災講話46回実施。自主防災組織を対象とした女性視点の防災対策の啓発のため、防災研修会を実施し、参加者106人。 また、避難所運営関係者会議や防災訓練、自主防災組織等に対し、地域や職場で防災活動の核となる女性の人材育成の促進を促した。	A	令和4年度は、防災訓練等で女性や要配慮者の視点に立った避難所設営・運営訓練を実施し、防災講話においても防災活動の核となる女性の必要性を理解してもらい、人材育成を推進していくことができた。 令和5年度は、避難所設営のマニュアルを改訂するため、更に女性や要配慮者の視点を取り入れたマニュアルを定め普及啓発に努めます。
【協議会からのコメント】 ○共助に任せるのではなく、具体的に市の立場（公的立場）で性的マイノリティについての配慮をしてください。 →【担当課からのコメント】 ○公助である市職員については、毎年実施している避難所設営・運営訓練やHUG訓練等の機会を捉え、女性ならではの視点を持つ避難所担当者の育成やトイレ、更衣室など必要となる配慮について訓練を実施しております。		

目標 Ⅱ 人権を尊重し 配偶者等からの暴力を根絶する

施策の方向 1 人権の尊重及び生涯を通じた健康支援

施策 (1) 人権を尊重する意識の普及・啓発

市民のライフスタイルや家族形態も多様化していることから、多様な価値観や生き方を理解し認める人権尊重の意識の普及と啓発を行います。

また、メディアからの情報の中には、無意識のうちに性差別意識を拡大させるものも含まれていることから、市民が人権尊重と男女平等の視点に立って読み解き、判断する力を養う支援をするとともに、市の広報物においては、人権尊重と男女平等に配慮します。

事業		計画	担当課
①	人権尊重に関する啓発・情報提供（性や多様な生き方への理解等）	新規	市民協働課
	人権尊重に関する啓発・情報提供（性や多様な生き方への理解等）	継続	総務契約課
事業		計画	担当課
②	男女平等の視点でのメディア・リテラシーに関する啓発と男女平等に配慮した広報物の作成	新規	市民協働課
	男女平等の視点でのメディア・リテラシーに関する啓発と男女平等に配慮した広報物の作成	継続	関係各課

【 年度当初の目標 】 継続的に事業実施し、意識の普及・啓発をしていく。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○人権週間パネル展 実施期間:令和4年12月5日(月)～9日(金) 内容: 取組み事例の展示及び情報提供 ○子どもからの人権メッセージ発表会 実施日: 令和4年11月26日(土) 会場: iプラザ 来場者: 76人 内容: 市内小学校12校の生徒が夏休みの宿題として作成した人権尊重に関する人権メッセージの発表会を行った。	A	○関連するチラシや他自治体の情報誌を配架することにより、多様性を認め合うための情報提供をすることができた。
【 年度当初の目標 】 人権擁護委員と協働のもと、人権啓発活動を行う。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
「広報いなぎ」に人権週間啓発記事を掲載した。 また、人権週間の期間中、市役所南向き壁面にて人権啓発用の懸垂幕を掲出し、市内はもとより通勤途中の電車内からもハッキリと見えるように積極的に意識啓発を行い広く周知した。さらに、人権週間では市民協働課、人権擁護委員と連携し、市役所1階ロビーにおいて人権啓発キャンペーンを行った。	A	人権週間においては、パネル展示に合わせ、啓発冊子及び標語の入った啓発物品を配付した。受け取っていただいた方々に概ね好評であった。人権啓発は継続的な活動が大切であることから、今後についても引き続き啓発活動を実施していきたい。
【 年度当初の目標 】 広報物等の作成にあたり、取組み状況調べを通して全庁に啓発を行う。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○男女平等推進いなぎプラン「関係各課取組み状況調べ」の実施 ○男女平等に配慮した広報物の作成 セミナー等PR媒体、男女平等に関する情報誌「それいゆ」、いなぎ女性の悩み相談カード(名刺タイプ)等の作成	A	○「関係各課取組み状況調べ」を実施し、メディア・リテラシーへの理解向上を図るとともに、担当課が自己評価をすることで振り返りを促した。 ○また、広報物作成の際は、慣習の中で社会的につくられた「男性像」「女性像」といった性のありよう、性別役割分業を肯定するような表現とならないよう、注意を払った。思わぬ性差別をすることのないよう、引き続き、個性を尊重した表現と男女平等に配慮した広報物の作成に努めたい。
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
本書6ページ参照(男女平等推進いなぎプラン 関係各課 取組み状況調べ<調査結果>、項目2)		

目標 Ⅱ 人権を尊重し 配偶者等からの暴力を根絶する

施策の方向 1 人権の尊重及び生涯を通じた健康支援

施策 (2) 性に関する正確な知識の普及 及び 健康支援

男女が身体的性差を理解し、互いの性と人権を尊重し合うことができるよう、性に関する啓発・情報提供をするとともに、学校現場等における性に関する教育や啓発を実施します。また、女性が自らの性に対して主体的な生き方を選ぶ権利を認識できるよう、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ ライツ）」について浸透させていくとともに、生涯を通じた男女の健康支援を実施します。

事業		計画	担当課
学校現場等における性に関する教育や啓発の実施		継続	指導課
①	事業	計画	担当課
	学校現場等における性に関する教育や啓発の実施	新規	市立病院

【 年度当初の目標 】 自他を尊重し合い、望ましい行動がとれるよう、指導内容等について指導・助言する。

令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
各学校の教育課程に基づき、児童・生徒の発達段階に応じて、性に関する科学的知識を理解させるとともに、自他を尊重し合い、望ましい行動がとれるよう、各教科、道徳、特別活動等において性に関する指導内容・方法等について指導・助言した。	A	学校教育全体の中で性教育を充実させるための、性教育全体計画を全校において作成している。「性教育年間指導計画」は養護教諭を中心に作成し、各学年において計画的に指導するとともに、養護教諭と連携しながら指導の充実を図ることができた。

【質問】

○「自他を尊重し合うこと」以外に、「望ましい行動」には具体的に何が挙げられますか。

→【担当課回答】

○子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」を教育課程に位置付けています。

【 年度当初の目標 】 児童等が性に関する正しい知識を得て自他を尊重し合う大切さの理解を深めるため、教育委員会と連携し啓発を実施していく。

令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
依頼により、助産師からの教育講座を行った。 ・コマクサ連合委員会 実施日：令和5年1月25日（水） 内 容：「性教育について」 参加者：30人 ・平尾小学校PTA有志団体 ミライ地球人くらぶ 実施日：令和5年2月21日（火） 内 容：「性教育について」 参加者：102人	A	「生涯学習宅配便講座」を実施し、性に関する正しい知識の普及並びに啓蒙を図ることができた。引き続き、健康教育講座については市ホームページにて、生涯学習宅配講座については、生涯学習だより「ひろば」への掲載、講座案内冊子の配架（各公共施設、小中学校の教職員に配布）、市ホームページ等にて事業を周知しながら「性に関する正しい知識」や「性に関する親子の接し方」などを通して生命の大切さについて啓発を実施していきたい。

【質問】

○各講座について、参加者の男女比を教えてください。また、子どもの参加者はいますか。

→【担当課回答】

○男女比の具体的な数値は持ち合わせていませんが、保護者は母親が多く子どもは男女ともに参加されました。また、それぞれ参加者の半数程度は子どもの参加者であり、真剣に聞いている様子が印象的でした。

目標 Ⅱ 人権を尊重し 配偶者等からの暴力を根絶する

施策の方向 1 人権の尊重及び生涯を通じた健康支援

施策 (2) 性に関する正確な知識の普及 及び 健康支援

男女が身体的性差を理解し、互いの性と人権を尊重し合うことができるよう、性に関する啓発・情報提供をするとともに、学校現場等における性に関する教育や啓発を実施します。また、女性が自らの性に対して主体的な生き方を選ぶ権利を認識できるよう、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ ライツ）」について浸透させていくとともに、生涯を通じた男女の健康支援を実施します。

②	事業	計画	担当課
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ等性と健康に関する啓発・情報提供	継続	健康課 (おやこ包括支援センター課)
	事業	計画	担当課
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ等性と健康に関する啓発・情報提供	継続	市民協働課

【 年度当初の目標 】 母親学級、赤ちゃん訪問、健康づくり事業にて、女性の健康に関する知識の普及、情報提供を行う。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
母子保健事業（あかちゃん訪問・母親学級・母子健康相談）等の際に必要なに応じて啓発・情報提供・相談を行っている。 あかちゃん訪問 通年 母親学級 6回 母子健康相談 12回 両親学級 12回	A	母親学級で助産師による講義「妊娠中から産後の体と心の変化について」を実施し、女性の体と心についての知識の向上、健康への意識を高めることができた。出産後のあかちゃん訪問時に助産師・保健師等が母親の健康について個別相談を行っている。 母子保健事業全般にわたり、男性参加が増えており、より男性が参加しやすい仕組みづくりに努めます。 また、左記事業を通してリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する問口を広げることができるよう、当該相談があった場合は、適切な窓口につなげるような意識をもって対応しております。
【協議会からのコメント】 ○以前の会議では男性参加の重要性があがっておりました。実施事業で、男性参加が増えたとのことで大きな意味を持ったのではないかと存じます。実施ありがとうございました。 ○リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発等を行うのが「母子保健事業」でよいのでしょうか。産まない権利を含む女性の自己決定に関する問題ですので、「母子」「親子」関係の事業では相談しにくかったり、届いてほしい人に情報が届かなかったりすることがあると思います。 →【担当課のコメントに対する回答】 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発等の実施については、複数の課が関わっております。子育て世代の女性については主におやこ包括センター課、女性特有の検診の実施・受診の呼びかけについては健康課、産まない選択の尊重については男女平等又は人権問題のひとつとして市民協働課も関わります。各課で女性の健康に関する啓発や情報提供をするとともに、相互に連携を図り、対応しています。		
【 年度当初の目標 】 継続的に取り上げ、言葉の認知、意識の普及・啓発をしていく。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○情報誌等による意識啓発と情報提供 推進状況調査報告書の巻末資料として用語解説を掲載。毎年3月1日～3月8日は女性健康週間である。市民協働課カウンターにてミニポスター掲示と案内カードを作成し配架した。	A	○用語の認知度についてはまだ充分といえないため、実績欄に挙げたような取組みを通して啓発を行った。また、他自治体の情報誌等を配架することにより、情報提供を行った。今後もライフステージ別のテーマを視野に取り入れていきたい。

目標 Ⅱ 人権を尊重し 配偶者等からの暴力を根絶する
施策の方向 2 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶
施策 (1) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援
 (※稲城市配偶者等暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)
 配偶者等からの暴力が起こる背景や関係法令等について啓発・情報提供し、配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発を進めます。また、配偶者等からの暴力の被害者の早期発見と安全確保に向け、関係機関の連携を図ります。

事 業		計 画	担当課
①	配偶者等からの暴力に関する啓発・情報提供	継続	市民協働課

【 年度当初の目標 】 暴力の根絶に向けた意識啓発・広報活動を行う。

令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○広報いなぎ掲載、パネル展等 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に合わせ市報に記事を掲載した。令和4年度は子ども家庭支援センター課と合同で、女性に対する暴力をなくす運動と児童虐待防止推進月間のパネル展を市庁舎1階のロビー及び男女平等推進センターにて行った。掲示物作成では、稲城第三中学校の生徒が職場体験に参加した際に、掲示物の一部を作成してもらった。ポスター等の展示の他、ロウソクを模したライトをガラスの器に入れて、本運動のイメージカラーであるパープルの光を灯した。また、庁舎階段を利用し来庁される方及び職員へ当該運動のPRを行った。 	A	○市報やパネル展を通して防止に向けた意識啓発をすることができた。また、庁内掲示板を利用して運動期間を周知し、庁内における意識づくりにも取り組んだ。自分ごととして関心を持てるよう引き続き啓発に取り組んでいきたい。

目標 Ⅱ 人権を尊重し 配偶者等からの暴力を根絶する

施策の方向 2 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策 (1) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援

(※稲城市配偶者等暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)

配偶者等からの暴力が起こる背景や関係法令等について啓発・情報提供し、配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発を進めます。また、配偶者等からの暴力の被害者の早期発見と安全確保に向け、関係機関の連携を図ります。

事業		計画	担当課
配偶者等からの暴力の早期発見と関係機関の連携強化		継続	子ども家庭支援センター課（本郷）
事業		計画	担当課
配偶者等からの暴力の早期発見と関係機関の連携強化		継続	市民協働課
事業		計画	担当課
②	配偶者等からの暴力の早期発見と関係機関の連携強化	継続	健康課 （おやこ包括支援センター課）
事業		計画	担当課
配偶者等からの暴力の早期発見と関係機関の連携強化		継続	高齢福祉課

【 年度当初の目標 】 相談等を通じ暴力の早期発見に努めるとともに、関係機関に出向き連携を強化し適切に対応する。		
令和 4 年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
子ども家庭支援センターにおいて主訴としてのDV相談はないが、その家庭に子ども（18歳未満）がいる場合は、子どもに対する心理的虐待等として受理をし支援を行った。	A	引き続き相談体制の充実化を図る。
【 年度当初の目標 】 相談窓口を広く周知すると同時に、さまざまな段階で連携を図っていく。		
令和 4 年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○いなぎ女性の悩み相談、各種相談事業 苦悩を傾聴しながら、暴力や緊急性の有無を確認し、必要に応じて関係機関へつないだ。被害防止のため丁寧な聞き取りと情報提供に努めている。 ○関係者会議の開催（1回） 関係部署と連携を図るため庁内会議を主催した。	A	○相談事業 相談者の抱える問題、悩みなどに対し専門家による丁寧かつ適切な支援を提供することで「安心・安全」感の高い事業実施につながった。 ○関係者会議では各々の現状、課題等を出した。共通認識を持ち、部署を越えた連携が欠かせないため、引き続き活用できる場づくりに努めたい。
【 年度当初の目標 】 母子保健事業での個別面談等を通じて配偶者暴力の早期発見に努め、関係機関と連携し対応する。		
令和 4 年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
乳幼児健診時のアンケートや個別面談等で相談があった場合は、事例検討を行い、必要に応じて関係機関を紹介した。 母子健康相談 12回 乳幼児健康診査 3～4か月児健康診査 41回、1歳6か月児健康診査 35回、3歳児健康診査 42回、1歳児歯科健康診査 23回、2歳児歯科健康診査 12回、2歳6か月児歯科健康診査 12回	A	保健師の個別相談により、相談者の訴えを聞き、相談機関を案内することができた。
【 年度当初の目標 】 介護事業者に対し虐待防止・早期発見に向けた研修を行うとともに、市民への啓発を進め、虐待の疑いの段階から市や地域包括支援センター等と連携し、早期対応を図る。		
令和 4 年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
5月に「高齢者虐待対応に関する関係機関の連絡会」を開催。地域包括支援センターと月に1回、高齢者の権利擁護や虐待の防止について議論した。介護事業所に出向いた虐待防止・早期発見・対応を目的とした研修会を7月と1月に開催するほか、12月にケアマネ向けに虐待対応の研修会を実施した。また、引き続き市のホームページに高齢者虐待防止関連ページを掲載している。	A	研修会や連絡会は開催できなかったが、新型コロナウイルス感染症の防止の観点から他に取れる方策はなかった。オンラインも活用し、会議を継続するとともに地域包括支援センター職員向け研修は実施した。

目標 Ⅱ 人権を尊重し 配偶者等からの暴力を根絶する

施策の方向 2 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策 (1) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援

 (※稲城市配偶者等暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)

配偶者等からの暴力が起こる背景や関係法令等について啓発・情報提供し、配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発を進めます。また、配偶者等からの暴力の被害者の早期発見と安全確保に向け、関係機関の連携を図ります。

事業		計画	担当課	
配偶者等からの暴力の早期発見と関係機関の連携強化		継続	市民課	
事業		計画	担当課	
配偶者等からの暴力の早期発見と関係機関の連携強化		継続	指導課	
②	事業		計画	担当課
	配偶者等からの暴力の早期発見と関係機関の連携強化		継続	学務課

【 年度当初の目標 】 関係機関と情報連携を密にし、適切な窓口対応および確実な事務処理に取り組む。		
令和 4 年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
D V 等支援措置の対象者について、庁内関係課との情報連携を図った。	A	D V 等支援措置の新規登録者に対して、庁内関係課へ情報連携の履歴照会を行うことで、互いに情報を共有することができた。
【 年度当初の目標 】 教育相談室において、庁内関連部署と有事の際の連携強化を図る。		
令和 4 年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
教育相談室においては、子ども家庭支援センター等の各種相談に係わる庁内関連部署と日頃から意思疎通を図った。	A	庁内関連部署との間で、各々の職場での現状、課題等を出し合うことで共通認識を図り、横の連携を図ることができた。
【 年度当初の目標 】 関係部署との連携を密にし、早期発見と保護者・児童生徒の安全な環境づくりに努める。課内での情報共有を図る。		
令和 4 年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
随時、学校を含め関連部署と情報連携を密にし、状況把握を行った。	A	配偶者等からの暴力など問題のある家庭が市外へ転出/市外から転入した場合などがあったが、関連部署との速やかな情報連携により、受け入れ先教育委員会とこれまでの在籍校とで児童生徒保護者の安全を図りながら就学手続きを進めることができた。
【質問】 ○担当課のコメントに「配偶者等からの暴力など問題のある家庭が市外へ転出/市外から転入した場合」とありますが、毎年あるようなことなのでしょうか。 → 【担当課回答】 ○毎年同様の案件がございます。		

目標 Ⅱ 人権を尊重し 配偶者等からの暴力を根絶する

施策の方向 2 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策 (1) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援

(※稲城市配偶者等暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)

配偶者等からの暴力が起こる背景や関係法令等について啓発・情報提供し、配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発を進めます。また、配偶者等からの暴力の被害者の早期発見と安全確保に向け、関係機関の連携を図ります。

事業		計画	担当課
配偶者等からの暴力に関する相談事業の実施		継続	子ども家庭支援センター課（本郷）
③	事業	計画	担当課
	配偶者等からの暴力に関する相談事業の実施	継続	市民協働課
	事業	計画	担当課
	配偶者等からの暴力に関する相談事業の実施	継続	関係各課

【 年度当初の目標 】 専門職員による子どもや子育て、家庭に関する多様な相談を受け付ける。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
専門職員が、子育て相談等の子どもと家庭に関する総合相談に対応した。	A	相談を通じ、子育て世代を支援することができた。
【質問】 ○令和3年度事業実績に対する評価を行った際にも、協議会として事業実績をもう少し具体的に記載してくださいとコメントさせていただきましたが、記載できない理由が何かあるのでしょうか。特に理由がなければもう少し具体的に記載してください。 →【担当課回答】 「配偶者等からの暴力」に関する相談事業についてですが「暴力の被害者が子どもである場合」については、子ども家庭支援センターで相談を受理し、保護者への助言や指導、関係機関との連携を通じて状況改善を図っています。「配偶者等からの暴力（暴力の被害者が成人）」に関する相談については、市民協働課の「女性の悩み相談（男性からの相談にも対応）」や「法律相談」等を紹介するといった対応をしています。このことから、子ども家庭支援センターでは配偶者からの暴力に関する相談件数については把握しておりません。		
【 年度当初の目標 】 相談者の苦しみを軽減し安心に変えることができるよう、内容に応じた相談先を提供していく。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○いなぎ女性の悩み相談の実施 配偶者、恋人等の人間関係における悩みや暴力の解決に向け、専門の相談員による相談を実施。 実施日時：毎月第1・3水曜日、 第4土曜日 10時～13時、14時～16時 (1人50分) ※水曜日は男性相談も可。 相談件数：44件（うちDV相談3件） ○広報いなぎ、ホームページ、情報誌等へ掲載 各媒体においても相談案内を掲載するほか、チラシや相談窓口紹介カードを庁内及び市内各施設へ配架し、周知した。	A	○新型コロナウイルス感染症の感染対策を行ったうえで、相談者の気持ちに寄り添う相談業務を実施することができた。 ○チラシや相談窓口紹介カードを庁舎及び市内施設に設置し相談事業の周知に努めた。
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
本書6ページ参照（男女平等推進いなぎプラン 関係各課 取組み状況調べ＜調査結果＞、項目3）		

目標 Ⅱ 人権を尊重し 配偶者等からの暴力を根絶する

施策の方向 2 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策 (1) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援

(※稲城市配偶者等暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)

配偶者等からの暴力が起こる背景や関係法令等について啓発・情報提供し、配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発を進めます。また、配偶者等からの暴力の被害者の早期発見と安全確保に向け、関係機関の連携を図ります。

事 業		計 画	担当課
配偶者等からの暴力による被害者支援に向けた関係機関の連携強化等		継続	子ども家庭支援センター課（本郷）
事 業		計 画	担当課
④	配偶者等からの暴力による被害者支援に向けた関係機関の連携強化等	継続	市民協働課
事 業		計 画	担当課
配偶者等からの暴力による被害者支援に向けた関係機関の連携強化等		継続	関係各課

【 年度当初の目標 】 関係機関と連携を図り、適切かつ迅速に被害を受けた子どもを支援する。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
関係機関と連携を図り、被害を受けた子どもを支援した。	A	各関係機関との連携を通じて、被害者を支援することができた。
【 年度当初の目標 】 被害者の置かれた立場を理解し、適切な対応がとることができるよう情報共有し、連絡・調整といった連携をとる。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○安心・安全を支援できるよう被害者の状況に応じて、各関係機関と連携し迅速に対応した。	A	○被害者の安全確保のために、職員一人ひとりが危機管理意識をもち、また、二次被害についても注意を払って業務に携わることができた。さらに必要に応じて関係部署と情報共有を図るなど連携をとりながら支援できたことについては、庁内会議の成果ととらえている。
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
本書6ページ参照（男女平等推進いなぎプラン 関係各課 取組み状況調べ＜調査結果＞、項目4）		

目標 Ⅱ 人権を尊重し 配偶者等からの暴力を根絶する

施策の方向 2 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策 (2) 男女平等を阻むハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメントなどの性別に起因するハラスメント（いやがらせ）について、人権侵害であるという認識を広く浸透させ、ハラスメントを容認しない意識を育むとともに、被害者の支援に向けた啓発や情報提供を実施します。

①	事業	計画	担当課
	セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発・情報提供	継続	市民協働課
	事業	計画	担当課
	セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発・情報提供	継続	経済課

【 年度当初の目標 】 情報誌やパンフレットを活用して改善につなげる。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○情報誌等による意識啓発と情報提供 ○「女性に対する暴力をなくす運動」 期間（11月12日～25日）にあわせて、市報で相談窓口を紹介するほか、市ホームページ、市庁舎1階ロビー、地域振興プラザ1階でのパネル展示、ハラスメント啓発ポスターの庁内掲示。	A	○関連情報誌等の配架を通じて、ハラスメントの防止や暴力の問題について考える情報提供に努めた。 ○相談窓口の所在を広く周知するとともに、ハラスメントを含めた暴力を容認しない意識啓発を行った。また、パネル展においては昨年と同様に子ども家庭支援センター課と合同に行うことができた。
【質問】 ○「相談窓口」とはどこで、どのような頻度で行われているのか教えてください。 →【担当課回答】 ○市民協働課が「相談窓口」の所管部署として「いなぎ女性の悩み相談事業」を実施しております。頻度については以下のとおりです。 ・毎月第1・3水曜日、第4土曜日 ・10時～13時 14時～16時（1人50分） ・水曜日は男性も相談できます。		
【 年度当初の目標 】 セクシュアル・ハラスメント等防止に関する内容で作成した冊子等（他機関で作成したものを含む）の配布による情報提供、セミナー等の開催による啓発。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
東京都労働相談情報センターと共催した男女雇用平等セミナーのチラシ等を配布し、情報提供に努めた。セミナーの内容は「企業に求められるLGBTへの配慮と対応」と題し、基礎知識、労務管理、ハラスメント防止・対応策等について講演を行った。また、令和4年4月からすべての企業においてパワーハラスメント防止措置が義務化されたことに伴い、東京都産業労働局発行のリーフレットを配架し、周知に努めた。	A	令和4年4月から中小企業へも適用される「パワーハラスメント防止法（改正労働施策総合推進法）」に伴い、企業は、当事者の方々が安心して働けるようLGBT等について正しく理解し、環境を整えるなどの適切な対応が必要となる。使用者・労働者がともに正しく理解し、働きやすい環境を整えることが必要である。 本講座やリーフレットの配架により、働きやすい環境を整えた。

目標 Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する
施策の方向 1 労働の場における男女共同参画の推進
施策 (1) 女性の就労支援

結婚や出産等で就労を中断した女性の経済的な自立意識、職業意識を培う啓発や情報提供を実施します。また、他機関と連携し、女性の継続就労や再就職に向けた支援をします。

事 業		計 画	担当課
①	女性の就労に関する啓発・情報提供	継続	市民協働課

【 年度当初の目標 】 多様で柔軟な働き方ができるよう、視野を広げるきっかけづくりをする。

令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○男女平等推進セミナーの実施 セミナーⅠ 実施日：令和4年9月2日（金） テーマ：輝く自分であるために 定 員：20人 参加者：8人（女性8、男性0） 託 児：申込0人 ○男女平等に関する情報誌「それいゆ」の発行	A	○セミナー セミナーⅠ 自分の魅力（アピールポイント）を発見するための個人ワークやグループシェアを行い自分らしい就職活動を進め、自分に合った仕事を見つけられるよう、自己表現力を上げるための方法を学んだ。（経済課との共催事業） ○「それいゆ」では、セミナーの様子を報告記事にして、当日参加できなかった方に情報提供をすることができた。
【質問】 ○セミナーが平日であることで参加者が少なかったということはありませんか。 ○今回のセミナーは定員20人のところ8人の参加とのことでした。是非多くの方に参加していただきたいとおもいますが、いかがお考えですか？（PRや広報等について） →【担当課回答】 ○当該セミナーは、少人数対話式のセミナーとして定員を20人で企画しておりました。11人の応募があったため、平日であることで極端に少なかったという認識はございません。新型コロナウイルス感染症の影響により、体調不良等で欠席者が出て8人になりましたが、皆様から満足していただける内容になりました。		

目標 Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する
 施策の方向 1 労働の場における男女共同参画の推進
 施策 (1) 女性の就労支援

結婚や出産等で就労を中断した女性の経済的な自立意識、職業意識を培う啓発や情報提供を実施します。また、他機関と連携し、女性の継続就労や再就職に向けた支援をします。

事業		計画	担当課
①	女性の就労に関する啓発・情報提供	継続	経済課
事業		計画	担当課
②	他機関との連携による女性の就労支援	継続	経済課

女性の就労に関する内容で作成した冊子（他機関で作成したものを含む）の配布による情報提供、セミナー等の開催による啓発。 【 年度当初の目標 】 女性の職業技術取得のための講座の開催、また、その周知。 創業を予定している方への情報提供として女性の起業に関するパンフレットの配布及びセミナー開催の周知。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
市民協働課と共催で、女性再就職支援事業「ミニセミナー」を実施した。また、女性向け職業訓練の募集や、就職面接会など他機関が実施する女性の就労や創業等に関する啓発セミナー等のチラシを配布し、各種セミナー等への参加を促した。また、稲城市主催による創業元気塾の開催や、起業に向けたパンフレット等を配布した。	A	市民協働課との共催セミナーでは、女性の働くための情報提供や個人のライフワークバランスの確認や交流の場を提供することができた。また、チラシや冊子の配布により、女性の職業技術取得のための講座をはじめ、就労やスキルアップのための講座や働き方について周知した。 他機関で開催されたセミナーでは、結婚・出産・育児・介護等から再就職を目指す方や、女性の再就職に向けた内容に関するものがあり、結婚や出産等で就労を中断した女性の経済的な自立意識、職業意識を培う啓発につながった。
【質問】 ○創業元気塾に関する反応及び関心の度合いはどの様でしょうか。 ○中段の担当課コメントにて、「経済的自立意識、職業意識を培う啓発につながった。」とありますが、その啓発後の具体的な行動は、ありませんでしたか？ ○今回のセミナーは定員20人のところ8人の参加とのことでした。是非多くの方に参加していただきたいとおもいますがいかがお考えですか？（PRや広報等について） ○女性再就職支援事業「ミニセミナー」は男女平等推進セミナーとは別でしょうか。であれば、これはどのような内容のものでしょうか。 ○経済課として、稲城市の女性就労についてビジョンがありましたら教えてください。（創業を〇〇人増やしたい、ワークライフバランスを大事にしたい、子育てでも働きやすい街など） →【担当課回答】 ○同塾へのR4年度の助成の参加者は9人中1人でしたが、H31年度からR4年度について女性の参加率が約4割であることから、女性の創業に関する関心は高いと捉えています。 ○参加者からは創業に関する知識の取得や経済的自立意識が高まったといった感想が寄せられていますが、創業に至ったか否かについては追跡していないことから把握していません。 ○より多くの方に参加いただくことができるよう、広報などによる周知方法等については今後も引き続き検討いたします。 ○女性再就職支援事業「ミニセミナー」は男女平等推進セミナーとは同じものです（市民協働課と共催）。 ○経済課としては、意欲的な女性が創業できるよう支援し、創業者の数を増やしたいと考えています。		
【 年度当初の目標 】 ・就業・労働相談を行っている関係機関の周知。 ・他機関との連携による就労情報の収集・提供。 ・就職面接会を市内外で開催及び周知。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
各関係機関の情報を収集し、合同就職面接会や就職に繋がる各種セミナーなどのチラシやパンフレットを毎月更新して配布している。また、広報、ホームページで各関係機関の女性対象のセミナー等の掲載を行った。	A	東京都産業労働局や関係機関が実施する事業について、チラシ配布やポスター掲示を行うと共に、広報やホームページの掲載を行って情報提供することにより、女性の継続就労や再就職に向けた支援ができた。
【質問】 ○女性の就労支援について数値的にわかるデータはありますか？（再就職や世代の就労状況など） →【担当課回答】 ○東京都関係団体に確認しましたが、ございませんでした。		

目標 Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する
 施策の方向 1 労働の場における男女共同参画の推進
 施策 (2) 企業や事業主への啓発

男女が共に働き続けられる職場環境の重要性について、市内企業や事業主に対して、啓発や情報提供を実施します。また、労働の場の男女平等を進めるために労働関係法令の周知及びワーク・ライフ・バランスについて理解を深める啓発や情報提供を実施します。

事業		計画	担当課
市内企業への労働の場における男女平等の啓発・情報提供 (男女雇用機会均等法(セクハラ、ポジティブ・アクション)、育児・介護休業法、パートタイム労働法、労働者派遣法等関係法令の周知)		継続	経済課
事業		計画	担当課
①	市内企業への労働の場における男女平等の啓発・情報提供 (男女雇用機会均等法(セクハラ、ポジティブ・アクション)、育児・介護休業法、パートタイム労働法、労働者派遣法等関係法令の周知)	継続	市民協働課

【 年度当初の目標 】 関係法令（男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、派遣労働法等）の周知及び育児・介護休業取得の情報提供。 関係法令の改正が行われた際には、パンフレット等を配架及びセミナーの共同開催。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
東京都産業労働局作成の「パートタイム・有期雇用労働ガイドブック」を配布し、情報提供に努めた。内容は短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律や事例を扱うものである。	A	男女雇用機会均等法（セクハラ、ポジティブ・アクション）、育児・介護休業法、パートタイム労働法、労働者派遣法等関係法令の周知、差別の禁止、男性の育児参加及びマタニティハラスメント等の啓発に役立った。
【質問】 ○市内企業への啓発について、資料配布以外に行っていることはありますか？企業との懇談などありますか？ →【担当課回答】 ○現状は資料配布以外に行っていることはございませんが、引き続き市内企業により細やかな情報提供ができるよう努めてまいります。		
【 年度当初の目標 】 情報誌やパンフレット、セミナー等を通じて、情報提供を行い、普及・啓発に努める。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○情報誌等による意識啓発と情報提供 ○男女平等推進セミナーⅠ 実施日：令和4年9月2日（金） テーマ：輝く自分であるために 定 員：20人 参加者：8人（女性8） 託 児：申込0人	B	○国や東京都から提供のあった資料及び啓発冊子、他自治体の情報誌等を配架することで情報提供をするとともに、意識啓発・情報提供を行った。セミナーでは、家庭・育児等との両立に不安を感じている潜在的な求職者の方を対象に職業生活において個性と能力を発揮することができるよう、意識啓発も含めて開催した。
【質問】 ○男女平等推進セミナーⅠですが、やはり定員の40%は厳しいのでは？開催は土日もあるのでは？ ○市内企業への啓発について、資料配布以外に行っていることはありますか？企業との懇談などありますか？ →【担当課回答】 ○セミナーⅠ、Ⅱについては、土・日曜日に開催することもあります。今回は東京しごとセンター多摩との共催であったため、平日開催となりました。定員については体調不良等の理由で3人のキャンセルがあり40%という結果になりました。今後はより市民のニーズに合ったセミナーを企画したいと考えています。 ○現状は資料配付のみですが、男女平等に関する情報誌「それいゆ」には市内の企業で活躍する方を取り上げる記事を掲載しており、記事を通じたつながりから企業との関係を築き、セミナー等でのタイアップの可能性等を探ります。懇談については未定です。		

目標 Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する
 施策の方向 1 労働の場における男女共同参画の推進
 施策 (2) 企業や事業主への啓発

男女が共に働き続けられる職場環境の重要性について、市内企業や事業主に対して、啓発や情報提供を実施します。また、労働の場の男女平等を進めるために労働関係法令の周知及びワーク・ライフ・バランスについて理解を深める啓発や情報提供を実施します。

事業		計画	担当課
市内企業へのワーク・ライフ・バランスに関する啓発・情報提供		新規	市民協働課
②	事業	計画	担当課
	市内企業へのワーク・ライフ・バランスに関する啓発・情報提供	継続	経済課

【 年度当初の目標 】 情報誌やパンフレット、セミナー等を通じて、情報提供を行い、普及・啓発に努める。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○情報誌等による意識啓発と情報提供	A	○情報誌「それいゆ」に育児休業法改正の記事を掲載し、市内企業の方にも手にしてもらえるように地域振興プラザ等に配架している。
【質問】 ○市内企業への啓発について、資料配布以外に行っていることはありますか？企業との懇談会などありますか？ →【担当課回答】 ○特にございません。 【協議会からのコメント】 ○「それいゆ」はとても良い情報誌だと思いますので、一人でも多くの企業の方が手にして下さることを願います。		
【 年度当初の目標 】 パンフレットやチラシ等の配布によるワーク・ライフ・バランスの啓発・情報提供、セミナー等の開催周知。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
東京都の働きやすい職場環境づくりに関するチラシや家庭と仕事の両立支援ポータルサイト等チラシ等を窓口にて配布し周知した。	A	貴重な人材を長く職場に定着させていくためには従業員ニーズを把握し、有効な制度を作ることが大切であり、チラシを配布することで市内企業への周知とワーク・ライフ・バランスの啓発につながった。
【質問】 ○担当課下段のコメント欄に、「従業員ニーズを把握し」、とありますが、この1年間対応し、どのようなニーズを把握したのでしょうか？ ○市内企業への啓発について、資料配布以外に行っていることはありますか？企業との懇談などありますか？ ○市役所のどこの窓口で配布していますか。 →【担当課回答】 ○「従業員ニーズを把握」を「企業が従業員ニーズを把握」に訂正させていただきます。 ○現状は資料配布のみ行っていますが、男女平等の啓発・情報提供と併せて、引き続き市内企業に対しより細やかな情報提供ができるよう努めます。企業との懇談については未定です。 ○経済課の窓口で配布しています。		

目標 Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する

施策の方向 2 家庭での男女共同参画の推進

施策 (1) 男女がともに家事・育児・介護に参画するための支援

男性の家事参画への理解を深め、家事・育児・介護への参画を図るための啓発や情報提供を実施します。また、男女が共に育児・介護休業を取得するよう、情報提供を実施します。

事 業		計 画	担当課
①			
	男女がともに家事・育児・介護に参画するための啓発・情報提供	継続	市民協働課

【 年度当初の目標 】 男性も参画しやすいようなテーマを選定する。		
令和 4 年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○男女平等推進セミナーの実施 女と男のフォーラムいなぎ 実施日：令和5年2月12日（日） テーマ：パンデミックが浮き彫りにした ジェンダー格差 ～コロナ禍の未来 を切り拓こう～ 参加者：45人 託 児：申込0人	A	○コロナ、女性、貧困というテーマで講演していただいた。長引くコロナ禍で女性の貧困や家庭内ケア負担など浮き彫りになった現実について知り、誰もが生きやすい社会を考えるきっかけとなった。
【質問】 ○参加者45人の内訳をお教え願えますか。 ○女と男のフォーラムいなぎに関して、参加者の年代や男女構成、参加のきっかけ等わかりましたら教えてください。 →【担当課回答】 ○年齢 20代：4％、30代：4％、40代：35%、50代：18%、60代：22%、70代以上：17% 性別 女性：78%、男性：22% ○参加理由：「知識を得るため」、「ジェンダー平等に関心がある」及び「知人より勧められた」など。		

目標 Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する

施策の方向 2 家庭での男女共同参画の推進

施策 (1) 男女がともに家事・育児・介護に参画するための支援

男性の家事参画への理解を深め、家事・育児・介護への参画を図るための啓発や情報提供を実施します。また、男女が共に育児・介護休業を取得するよう、情報提供を実施します。

事業		計画	担当課
①	男女がともに家事・育児・介護に参画するための啓発・情報提供	継続	生涯学習課
	事業	計画	担当課
	男女がともに家事・育児・介護に参画するための啓発・情報提供	継続	関係各課

【 年度当初の目標 】 男性の家事参画への理解を深め、家事・育児・介護への参画を図るための啓発や情報提供を実施する。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
(公民館) 親と子の教室の開催 ・中央公民館 3講座 (全16回) 親14人、保育児13人参加 ・第三公民館 1講座 (全 9回) 親4人、保育児 2人参加 ・城山公民館 1講座 (全12回) 親3人、要保育児3人参加 インファントマッサージ教室の開催 ・第四公民館 1回2コース (全4回) 各回7組15人 延べ28組60人参加 自主的活動グループへの保育者派遣 ・第三公民館 年間 3回 ・城山公民館 年間 3回	A	【親と子の教室の開催】 それぞれの夫婦の関係を考えながら人生設計を構築する等の内容を含め実施した。 中央公民館 講座中第7回目 テーマ「「私」自身を考える」 講座中第12・14回目 テーマ「子育て中のアンガーマネジメント ～怒りと上手に向き合うためには～」 第三公民館 講座中第3回目 テーマ「これからの「私」のために」 城山公民館 講座中6回目 テーマ「私」再発見 ～これからの私を楽しむ～ 【インファントマッサージ教室】 1回2コースのうち、1コースは夫婦と父子の参加を促し、夫婦で育児に携わる意識の醸成に努めた。 【自主的活動グループへの保育者派遣】 グループの活動中に保育を実施し、子どもの成長を見守り保護者に子どもの様子を伝えることで、より良い育児環境の整備を支援した。
【質問】 ○公民館での教室は平日開催でしたか。第3、城山公民館の出席が増えるような施策はおありでしょうか。 ○親と子の教室について、中央公民館以外の参加者が少ないようにみうけられます。働き方の多様化の中、開催方法の検討はありますか？ ○自主的活動グループはそれぞれ何名いらっしゃるのでしょうか。派遣保育者は何名でしょう。 →【担当課回答】 ○平日に開催いたしました。施策として、チラシ配架場所を増やす等の周知方法の見直し、参加しやすいように講座を前期・後期に分ける等を考えております。 ○男女共に育児休業を取得して養育にあたる社会情勢を鑑み、講座に出席する負担を軽減するため、前・後期(年2回)に分割しいずれかを選択できるようにしました。また、平日は仕事で参加できない方のため、今回は講師の都合により後期のうち1回ですが、土曜日開催の回も予定しております。 ○自主的グループについて (第三公民館) ・グループ数1：グループ会員数 26人 登録保育児 22人 派遣保育者(合計延べ人数) 7人 (城山公民館) ・グループ数2：①グループ会員数 8人 登録保育児 3人 派遣保育者 0(保育利用なし) ②グループ会員数 8人 登録保育児 9人 派遣保育者(合計延べ人数)10人		
【協議会からのコメント】 ○子どもの成長と親の成長を共に支えていくのは時間のかかる大変なことに実感します。この取り組みには頭が下がります。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
本書6ページ参照 (男女平等推進いなぎプラン 関係各課 取組み状況調べ＜調査結果＞、項目5)		

目標 Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する

施策の方向 2 家庭での男女共同参画の推進

施策 (1) 男女がともに家事・育児・介護に参画するための支援

男性の家事参画への理解を深め、家事・育児・介護への参画を図るための啓発や情報提供を実施します。また、男女が共に育児・介護休業を取得するよう、情報提供を実施します。

②	事業	計画	担当課
	市民への育児・介護休業制度に関する情報提供	継続	経済課
	事業	計画	担当課
③	市民への育児・介護休業制度に関する情報提供	継続	市民協働課
	事業	計画	担当課
	男性の積極的な育児参画に向けた啓発・情報提供 (両親学級への両親参加の推進、父親ハンドブックの交付)	継続	健康課 (おやこ包括支援センター課)

【 年度当初の目標 】 育児・介護休業取得及び制度に関するパンフレットやチラシ等の配布及びセミナーの開催情報の提供。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
東京都産業労働局が作成している「働く女性と労働法」を配布し、情報提供に努めた。内容は、育児・介護に関する法や女性の労働権について。 子育て女性向けセミナー他女性の再就職を考えている女性向けセミナー等のチラシを窓口にて配布し周知した。	A	冊子やセミナーの周知ポスターの掲示やチラシ配布等により、育児や介護に関する法の情報提供やワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発につなげることができた。
【 年度当初の目標 】 情報誌やパンフレット、セミナー等を通じて、情報提供をする。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○女と男のフォーラムいなぎの開催「女と男のフォーラムいなぎ2023 パンデミックが浮き彫りにしたジェンダー格差 ～コロナ禍の未来を切り拓こう～」 ○情報誌等による情報提供	A	○フォーラムでは、長引くコロナ禍で女性の貧困や家庭内ケア負担など浮き彫りになった現実についての講演をしていただき、情報提供ができた。 ○情報誌「それいゆ」に育児休業法改正の記事を掲載した。
【 年度当初の目標 】 妊娠届け出時に父親向けに育児冊子を配布及び市ホームページに同内容を掲載し、両親学級への参加により育児意欲の向上を図る。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
・両親学級 12回 ・市ホームページのパパママ教室のページに、オンデマンドのプログラムと父親ハンドブック等を掲載。	A	両親学級で、お風呂の入れ方や、抱っこ、着替え等の実技体験をすることにより、出産や産後の育児に向け夫婦で取り組む意識が高まった。 新型コロナウイルス感染症流行拡大防止のため、市で実施している両親学級を網羅する内容をオンデマンドで受講できるよう市のホームページに掲載している。また、父親ハンドブック等も同ページに掲載することで、夫婦で出産や育児を協力して行うための気持ちの醸成を図ることができた。
【質問】 ○どれくらいの方がオンデマンドでの配信をご覧になったのでしょうか。 →【担当課回答】 ○オンデマンドでの配信につきましては、これまで4,448回の視聴回数となっています。		

目標 Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する

施策の方向 3 子育て施策の推進

施策 (1) 子育て支援の充実

男女が共に仕事やその他の活動を続けながら、安心して子育てができるよう保育サービス等の充実を図ります。また、子育てに関する情報提供、相談体制等の充実、産前産後の親子の健康支援の充実を図ります。

事業		計画	担当課
①	幼児期の学校教育・保育サービスの充実 (認可保育所事業、認定こども園事業、家庭的保育事業等、新制度幼稚園事業、認証保育所事業)	充実	子育て支援課
事業		計画	担当課
②	特別保育事業の充実 (障害児保育事業、延長保育事業、年末保育事業、休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業)	充実	子育て支援課

【 年度当初の目標 】 特定教育・保育施設、家庭的保育事業において引き続き保育量の確保を図る。		
令和４年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
令和５年４月１日の保育定員数を次のとおりとした。 認可保育所・幼保連携型認定こども園： 2,347人（前年度2,347人） 家庭的保育事業：13人（前年度13人）	A	必要な保育量の確保を図った。
【質問】 ○「必要な保育量」の意味を教えてください。 → 【担当課回答】 ○稲城市子ども・子育て支援事業計画等に基づき、将来必要となる保育所等の利用人数を見込んだものとなります。		
【 年度当初の目標 】 特別保育事業について引き続き着実に実施する。		
令和４年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
障害児保育(認可保育所全園で体制整備)、延長保育(全園)、年末保育(1園)、休日保育(1園)、病児病後児保育(2施設)について、引き続き補助・委託をした。	A	着実に実施した。
【質問】 ○「補助委託」の補助はどのようなものでしょうか。 → 【担当課回答】 ○病児病後児保育事業者に対し、業務委託のほか、保育士等キャリアアップ等補助、保育士等処遇改善臨時特例事業補助を実施しております。 【協議会からのコメント】 ○支援が受けられるということは親御さんにとって大きな安心につながると思います。		

目標 Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する

施策の方向 3 子育て施策の推進

施策 (1) 子育て支援の充実

男女が共に仕事やその他の活動を続けながら、安心して子育てができるよう保育サービス等の充実を図ります。また、子育てに関する情報提供、相談体制等の充実、産前産後の親子の健康支援の充実を図ります。

③	事業	計画	担当課
	放課後対策事業の実施 (学童クラブ・放課後子ども教室)	継続	児童青少年課
	事業	計画	担当課
	放課後対策事業の実施 (学童クラブ・放課後子ども教室)	継続	生涯学習課

【 年度当初の目標 】 放課後帰宅しても保護者の就労等により適切な監護を受けられない小学生に対し、遊び及び生活の場を提供し、子育て支援を行う。		
令和４年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
・1小学校区あたり1学童クラブ以上で実施 【公設公営】5箇所 【公設民営】8箇所 【民設民営】3箇所 計16箇所 ・入所定員 1,028人 ・入所児童数 933人（令和4年4月1日現在）	A	放課後帰宅しても保護者の適切な監護を受けられないと認められる小学生に、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図った。 また、都市基盤整備の進捗により、申請数が増加したことから、緊急対策として空き教室等の活用や定員の弾力化により、受入定員を73人増したことや、新たに1箇所の公設学童クラブを民営化し、計11箇所の民営学童クラブにおいて、育成時間の延長等を行うことにより、多様なニーズに対応することができた。
【質問】 ○民営化による時間延長で働きやすくなって来ていると思うが、学童クラブを全て民営化にするには、いつ頃を目指していますか。 ○単純計算で933人を16か所の学童クラブで割ると1クラブ58～59人程になります。「健全な育成」とはどのようなことを念頭に置かれているのでしょうか。 →【担当課回答】 ○稲城市第五次長期総合計画の期間である、令和12年度までに民営化を完了させる計画となっております。令和5年度時点で民営化していない公設学童クラブは4か所です。 ○学童クラブは40人程度を基本とする支援の単位（クラス）ごとに2人の職員の配置しており、令和4年度は、27単位ございましたので、児童数は1クラスあたり約35人となります。また、育成室の面積基準である1.65㎡/人を確保し、受入定員を決めております。今後も、基準を遵守しながら、児童の育成環境を保ってまいります。		
【 年度当初の目標 】 児童の放課後の居場所を提供することで、保護者の社会参加を支援する。		
令和４年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
児童の放課後の安心・安全な居場所を提供するため、市内全12小学校の1年生～6年生を対象に放課後子ども教室を実施した。 実施日：毎週月～金曜日 （祝日・年末年始等は除く） 会場：実施小学校の体育館・特別教室等 開催日数：243日 登録児童数：1,526人	A	市内全小学校・全学年の児童を対象に放課後の安心・安全な居場所を提供することができ、これにより保護者の社会参加も支援することができた。

目標 Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する

施策の方向 3 子育て施策の推進

施策 (1) 子育て支援の充実

男女が共に仕事やその他の活動を続けながら、安心して子育てができるよう保育サービス等の充実を図ります。また、子育てに関する情報提供、相談体制等の充実、産前産後の親子の健康支援の充実を図ります。

事業		計画	担当課
④	ボランティアとの連携による子育て支援 (子育てサポーター養成講座、ファミリー・サポート・センター事業)	充実	子ども家庭支援センター課（向陽台） (おやこ包括支援センター課)

男女平等の視点に基づいた子育てを支援するため、子育てサポーターを養成する。また、現在市内児童館等で活躍中のサポーターを対象に、スキルアップを図るために、講座を開催する。 【 年度当初の目標 】 さらに、ファミリーサポートセンターにおいて、会員確保等により引き続きサービス量を確保できるよう努める。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
【子育てサポーター事業】 ・子育てサポーター養成講座 全6回実施・延べ54人参加 ・子育てサポータースキルアップ講座 全1回実施・10人参加 【ファミリー・サポート・センター事業】 ・活動会員 延べ350人（前年度279人） ・利用会員 延べ378人（前年度312人） ・両方会員 登録5人（前年度3人）	A	【子育てサポーター事業】 ・地域の中で、子育てを支援する助け合い活動の充実を図ることができた。 【ファミリー・サポート・センター事業】 ・稲城市社会福祉協議会に事業委託し、市広報などでのPRも含め、着実に実施した。
【質問】 ○サポーター事業での「子育てを支援する助け合い活動」の内容を教えてください。 ○ファミリーサポートセンターではどのような活動をしていらっしゃいますか。 →【担当課回答】 ○子育てサポーターが手あそびや絵本の読み聞かせ、工作・体操等のあそびを提供する中で、親子や妊婦さんが遊んだり、お話をし同じ空間で過ごす中で、子育てサポーターを含め情報交換や子育ての悩みなど相互に伝え合っている。 ○生後4か月から小学校6年生の間のお子さんをお持ちの方が利用。保育園・幼稚園などへの子どもの送迎・登園前・登園後に子どもを預かること、小学校への送り、学童保育のお迎え及び帰宅後の預かり、保護者の外出時、通院時などに子どもを預かることなど。		

目標 Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する

施策の方向 3 子育て施策の推進

施策 (1) 子育て支援の充実

男女が共に仕事やその他の活動を続けながら、安心して子育てができるよう保育サービス等の充実を図ります。また、子育てに関する情報提供、相談体制等の充実、産前産後の親子の健康支援の充実を図ります。

事業		計画	担当課
育児に関する情報提供と相談事業の充実		充実	子ども家庭支援センター課（本郷）
事業		計画	担当課
⑤	育児に関する情報提供と相談事業の充実	充実	子ども家庭支援センター課（向陽台） （おやこ包括支援センター課）
事業		計画	担当課
育児に関する情報提供と相談事業の充実		充実	健康課 （おやこ包括支援センター課）

【 年度当初の目標 】 育児に関する相談について、専門の相談員により専門的かつ柔軟に対応し、母だけでなく父の育児参加を促すことにより男女平等の視点に基づいた子育てを支援する。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
子ども家庭支援センターでは専門職員による相談を実施した。(あそびの広場除く) 相談実績 電話相談:28件、来所相談:720件、メール相談:2件	A	専門職員が多岐にわたる相談を受け付けた。
【質問】 ○子ども家庭支援センターに相談のツールとしてメールがあるが来所と相違を感じますか？ ○育児相談事業について、傾向を知りたいので、ざっくりでいいのでどのようなテーマがあったか教えてください。 →【担当課回答】 ○初めての相談の際など、相談者の話し方や表情、感情、仕草等から得られるその人の人となり分かりにくく、また、話の理解度・認識度も分かりづらいなど、相違を感じる。 ○家庭での家事、育児分担、育休取得について、連れていきやすい遊び場、公園等		
【 年度当初の目標 】 子育てブック等を通じて育児に関する情報提供を継続する。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
保育所等利用のしおりの配布、ホームページへの掲載を通じ、認可保育所、家庭的保育事業、認定こども園、認証保育所、企業主導型保育事業の情報提供を行った。 『子育てブック』の配布数=1,500部	A	通年、ホームページ・広報等で育児に関する情報提供を実施した。 『子育てブック』には、助産外来、産後クラブ、産後ケア入院等の稲城市立病院の新たな情報を追加した。
【 年度当初の目標 】 乳幼児健診等の機会に年齢に合わせた育児情報を提供する。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
新生児訪問、乳幼児健診の際、年齢に応じた小冊子等(事故予防・歯・離乳食等)を配布。助産師・保健師による面談を実施した。 あかちゃん訪問 通年 3～4か月児健診 41回 1歳6か月児健診 35回 3歳児健診 42回 スマートフォン等により妊娠・育児情報が得られる、母子保健ナビ「梨の子いなぎ」 登録者3,117人(3月末現在)	A	乳幼児健診では保健師による面談を全員に行っており、相談内容に応じて情報提供や相談を実施している。 母子保健ナビ「梨の子いなぎ」は、育児日記や予防接種スケジュール、市内施設(医療機関・公園等)が地図表示されるなど、利用者が活用しやすいものとなっている。多言語対応しているため、外国人向けにも育児情報を提供することができた。

目標 Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する

施策の方向 3 子育て施策の推進

施策 (1) 子育て支援の充実

男女が共に仕事やその他の活動を続けながら、安心して子育てができるよう保育サービス等の充実を図ります。また、子育てに関する情報提供、相談体制等の充実、産前産後の親子の健康支援の充実を図ります。

事業		計画	担当課
⑥	子ども家庭支援センターによる子育て支援事業の実施 (あそびの広場等)	継続	子ども家庭支援センター課（向陽台） (おやこ包括支援センター課)

【 年度当初の目標 】 あそびの広場では、男女平等の視点に立ちながら父母双方を対象に場の提供、あそびの提供等をすすめる。市内児童館等のあそび広場事業の情報も含めて、ホームページ等を通じ、市民に積極的な周知を図る。		
令和 4 年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
【あそびの広場（向陽台小学校敷地内）】 293日実施、大人：2,657人・子ども：3,126人 (計5,783人) 参加、相談受付102件 来所相談77人 【出張あそびの広場】 242日実施、大人:2,278人・子ども：2,348人 (計4,626人) 参加、相談受付136件	A	『あそびの広場』は前年度に引き続き、月～金を自由来所とし、11月からは3部制ではなく10時～17時のフルオープン制とした。（感染予防として定期的な換気や遊具消毒をしながら広場事業を継続した。）又、土曜日の開所では平日と異なり父親の参加が増加し、父親同士の交流もみられた（父親参加者104人←昨年度：48人） 事業を通してスタッフが参加者にきめ細やかな対応を心がけ、『出張あそびの広場はぐはぐ』では、来所者数も増加し、相談ニーズにこたえることができた。 『あそびの広場』 相談件数102件←昨年度：86件 『出張あそびの広場はぐはぐ』 相談件数 136件←昨年度：121件 『出張あそびの広場はぐはぐ』 参加者4,626人←昨年度：2,952人
【質問】 ○出張遊びの広場は何か所くらいをまわられたのでしょうか →【担当課回答】 ○稲城市内8カ所（第二文化センター児童館、第三文化センター児童館、第四文化センター児童館、城山児童館、本郷児童館、大丸地区会館、地域振興プラザ、iプラザ児童・青少年エリア）を回り行っています。 【協会会からのコメント】 ○コロナ禍で父親の意識変化が大きかったのではないかと思います。 ○きめ細やかな相談や子どもとの遊びを通して安心が得られたのではないのでしょうか。本当に素晴らしい試みと拍手を送らせて頂きます。		

目標 Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する

施策の方向 3 子育て施策の推進

施策 (1) 子育て支援の充実

男女が共に仕事やその他の活動を続けながら、安心して子育てができるよう保育サービス等の充実を図ります。また、子育てに関する情報提供、相談体制等の充実、産前産後の親子の健康支援の充実を図ります。

事業		計画	担当課
⑦	産前産後の親子の健康支援 (母子保健事業、母子健康教育、離乳食調理講習会、乳幼児健康診査、稲城市立病院における母親学級、稲城SUN GO(産後)クラブ)	継続	健康課 (おやこ包括支援センター課)
	産前産後の親子の健康支援 (母子保健事業、母子健康教育、離乳食調理講習会、乳幼児健康診査、稲城市立病院における母親学級、稲城SUN GO(産後)クラブ)	新規	市立病院

【 年度当初の目標 】 母親学級や母子健康相談、赤ちゃん訪問、乳幼児健診等の機会に育児や健康面での不安の軽減に努める。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
産前・産後の各時期に応じて健康に関する講座等実施した。 母親学級 6回 あかちゃん訪問 通年 3～4か月児健診 41回 離乳食調理講習会 23回	A	産前・産後や子どもの成長時期に合わせ、その時期に必要な健診や講習会等を行い、健康に関する支援を行っている。
【質問】 ○あかちゃん訪問のニーズは高かったのでしょうか。今の実態を教えてください。		
→ 【担当課回答】 ○出産後の育児に関する不安や悩みを解消するため、訪問に対するニーズはあるところですが、ニーズの多寡に関わらず、当該訪問は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する乳児家庭全戸訪問として、子育て支援に関する情報提供、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握、及び支援が必要な家庭に対する適切なサービスの提供の検討や関係機関との連絡調整など様々な目的をもって訪問を行っております。 令和4年度の訪問実績は実641件（延642件）となっております。		
【 年度当初の目標 】 妊娠初期から出産・育児における継続的な支援の充実を図る。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
●母親学級 妊娠中期の産婦を対象に実施。 10回23人参加 新型コロナにより中止 ●産後クラブ ●マタニティヨガ（オーエンス健康プラザとの協賛事業）	A	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、引き続いて各種開催を減少、または中止せざるを得ない状況であった。産婦人科外来や入院病棟において、個別介入をこれまで以上に強化し、健康支援を図っている。
【協議会からのコメント】 ○コロナ禍での病院は本当にご苦労の多い毎日であったと察せられます。 ○インターネット配信でのヨガや産後クラブが立ち上げられれば、今後に生かせるのではないのでしょうか。		

目標 Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する
施策の方向 3 子育て施策の推進
施策 (2) ひとり親家庭の支援
 ひとり親家庭の生活安定のための援助や生活支援のためのサービスを進め、経済的・生活的
 自立を支援します。

事業		計画	担当課
①	ひとり親家庭への情報提供と相談事業の実施	継続	子育て支援課

【 年度当初の目標 】 相談事業において、きめ細かい情報提供と関係機関と連携を図る。

令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
・ひとり親家庭の方が利用できる各種手当や生活支援制度、相談窓口案内等を掲載したひとり親家庭の手引きを作成、配布。 ・母子・父子自立支援員による相談。 相談件数：579件 ・ひとり親家庭カウンセリング相談(社会福祉協議会で実施)。 相談件数：1件	A	ひとり親家庭の手引きを作成し、児童扶養手当現況届時に配布するなど、ひとり親家庭に対する情報提供に努めた。 相談事業においては、必要としている支援を精査し、関係機関とも連携し適切なアドバイス・支援を行った。

【協議会からのコメント】

○ひとり親家庭カウンセリング相談について、相談件数が1件なので、さらに必要な人に届いたら、さらによいと思います。

○自立支援員による相談件数579件、カウンセリングによる相談件数1件とありますが、カウンセリングのハードルが高いということでしょうか？

→【担当課からのコメントに対する回答】

カウンセラー（臨床心理士の有資格者）による専門的な「ひとり親家庭カウンセリング相談」については「ひとり親家庭のしおり」や市ホームページでも掲載（案内）しており、相談を希望する方が、自らお申込みいただくことができます。また、母子・父子自立支援員と経済的な問題等を含む様々な相談をする中で、自立支援員が相談者の状況に応じて心理カウンセリングが必要と判断した際には「ひとり親家庭カウンセリング」をご案内する場合があります。

目標 Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する

施策の方向 3 子育て施策の推進

施策 (2) ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭の生活安定のための援助や生活支援のためのサービスを進め、経済的・生活的自立を支援します。

事業		計画	担当課
②	ひとり親家庭への生活支援 (ホームヘルプサービス事業、医療費助成制度、母子及び父子福祉資金・女性 福祉資金貸付事業)	充実	子育て支援課
事業		計画	担当課
③	ひとり親家庭の自立支援 (母子家庭等自立支援給付金事業)	継続	子育て支援課

【 年度当初の目標 】 経済的支援、家事援助を行うことにより自立を支援する。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
・ホームヘルプサービス事業 稲城市社会福祉協議会、NPOふれあい広場ポーポーの木、(株)かたばみに委託しヘルパーを派遣。 対象世帯:4世帯 派遣回数:延べ148回 派遣時間:延べ340時間 ・医療費助成制度 ひとり親家庭等医療費助成制度医療証を交付し医療保険の自己負担分を助成。 対象世帯:392世帯 ・福祉資金貸付事業 女性福祉資金:0件 母子及び父子福祉資金:母子6件(継続5件)、父子1件(継続1件)	A	ひとり親家庭にホームヘルパーを派遣することにより安心して就労が出来るようにし、自立の支援を行った。 また、医療費の助成、福祉資金の貸付を行うことにより、経済的支援を行った。 令和4年度においても新型コロナウイルス感染症やエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けるひとり親世帯等を支援するため、複数回給付金を支給した。 ・児童扶養手当の受給世帯を中心に『令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)』を児童一人あたり5万円を支給した。 ・上記の令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を受給した世帯に対し、市独自の支援として『低所得のひとり親世帯等生活支援給付金』を児童一人あたり5万円を支給した。 ・18歳以下の子供を養育する市民に対し、『物価高騰に伴う子育て世帯緊急支援』として、児童一人8,000円分のデジタルギフトカード(QUOカードPay)を配付した。
【質問】 ○今回0件でしたが女性福祉資金とはどのような資金でしょうか。 【担当課回答】 ○都内に6か月以上居住している配偶者がいない女性で、現在、親、子、兄弟姉妹などを扶養している方やかつて母子家庭の母として子を扶養した方などに、経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金を貸付するものです。修学、就職、転宅等、目的により11種類の資金に分かれています。		
【 年度当初の目標 】 就労、自立に向けた資格取得を支援する。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
・高等職業訓練促進給付金:4件 ・高等職業訓練修了支援給付金:1件 ・自立支援教育訓練給付金:2件	A	就労のため資格取得を必要としている方に費用等の一部を助成し、自立支援を行った。
【質問】 ○就労支援のための資格はどんな種類があるのでしょうか。 →【担当課回答】 ○高等職業訓練促進給付金の対象資格は、就職の際に有利となる資格として都道府県知事が指定したもので、看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、美容師、調理師などがあります。 自立支援教育訓練給付金は、雇用保険法で定める一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の指定講座の受講費用の一部を助成します。具体的な資格としては、中小企業診断士、各種自動車運転免許、歯科衛生士などが挙げられます。		

目標 Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する

施策の方向 4 介護の社会化の推進

施策 (1) 介護施策の充実

男女が共に介護をしながら仕事やその他の活動が続けられるように、介護に関わる情報提供や各種サービス事業を実施し、介護を支える環境づくりを充実します。

事業		計画	担当課
①	介護に関わる事業の実施と情報提供 (家族介護支援事業、ボランティア講座等、介護保険制度による介護給付)	継続	高齢福祉課

【 年度当初の目標 】 元気高齢者や要介護高齢者、その家族等が、安心して在宅生活を継続できるよう必要なサービスを提供し、支援する。

令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
【家族介護支援事業】地域包括支援センターに委託し、男女が共に介護をしながら仕事やその他の活動が続けられるよう家族介護教室(8回)、介護者交流会(13回)を開催した。 【介護給付】男女が共に介護をしながら仕事やその他の活動が続けられるよう、要介護(支援)認定を受けた方に対して、介護保険サービスを提供した。 【在宅要介護者の受入体制整備事業】高齢者を介護する家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等に緊急一時的に利用できる介護施設等の受入体制を整備し、家族等が安心して療養に専念できる環境を整えた(2カ所)。	A	・家族介護教室では介護の知識や技術を学び、家族会では参加者同士が交流することで、家族の介護負担の軽減につながった。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から予定していた教室や講座を一部中止したことにより、例年より実績が少なくなった。 ・介護給付に関しては、新型コロナウイルスの感染防止等に努めながらサービス提供を滞らせることなく、在宅生活の支援を行えた。 ・在宅要介護者の受入体制整備事業について他の制度を活用できたため利用は2名に留まった。
【質問】 ○担当コメント欄の最後に「他の制度の活用」とありましたがどのような制度でしょうか。 ○包括センターでの家族介護教室や、介護者交流会開催お疲れ様です。のべ参加者はどのくらいですか？ →【担当課回答】 ○高齢者に疾患があった場合は医療保険による入院による対応、感染対策を講じた訪問看護師の頻回な訪問による在宅生活の支援等により、感染した家族の療養と介護とが両立できました。 ○一部、人数を正確に把握していない回がありましたが、のべ参加者数は家族介護教室は92人、介護者交流会は63人でした。 【協議会からのコメント】 ○コロナの中での介護は神経をすり減らす一面があると思います。そのような状況で支援を受けられた利用者は精神的に救われたと思います。		

目標 Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する

施策の方向 4 介護の社会化の推進

施策 (1) 介護施策の充実

男女が共に介護をしながら仕事やその他の活動が続けられるように、介護に関わる情報提供や各種サービス事業を実施し、介護を支える環境づくりを充実します。

事業		計画	担当課
②	日常生活の支援サービス事業の充実 (介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防事業、日常生活用具・住宅改修費等給付事業、ホームヘルプサービス事業、在宅サービス事業、外出支援サービス事業)	充実	高齢福祉課
	事業	計画	担当課
	日常生活の支援サービス事業の充実 (介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防事業、日常生活用具・住宅改修費等給付事業、ホームヘルプサービス事業、在宅サービス事業、外出支援サービス事業)	継続	障害福祉課

【 年度当初の目標 】 高齢者が、住み慣れた地域で、安心して住み続けられるように生活支援サービスや介護予防事業を通して支援する。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
【生活支援・介護予防】 ・男女が共に介護をしながら仕事やその他の活動が続けられるよう、地域包括支援センターと連携し、要支援認定を受けた方に対して介護予防サービスを、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者に事業によるサービスを、これらに該当しないが必要性がある方に生活支援サービスを提供した。	A	・介護予防サービスや介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援サービスについては、新型コロナウイルスの感染防止等に努めながらサービス提供を滞らせることなく、男女が共に介護をしながら仕事やその他の活動が続けられるよう支援ができた。 ・また、必要な方へ福祉用具貸与や住宅改修等を行うことで、在宅生活や介護を支える環境づくりの支援を行えた。
【 年度当初の目標 】 障害者本人及び介護者の性別による差が出ないよう、サービスの充実を図る。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
各種サービス事業を実施。 ○訪問系サービス 3,184件 ○日中活動系サービス 4,924件 ○居住系サービス 1,170件 ○相談支援 1,155件	A	各種サービスの実施により、障害者本人および家族等の介護者をも含めた生活を支援することができた。そのなかで、障害の区分や年齢、性別それぞれによる事情や必要性・重要性を踏まえ、適正なサービスの支給に努めた。
【質問】 ○担当課コメントの最下段に、「必要性・重要性を踏まえ適正なサービスの支給に努めた。」とありますが、具体例としてどのようなものを上げられますか？ → 【担当課回答】 ○居宅のヘルパーサービスや、就労支援サービスなどが挙げられます。		

目標 Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する
 施策の方向 ５ 地域における男女共同参画の推進
 施策 (1) 地域活動への参画の推進

地域活動において男女が対等な構成員として参画できるよう啓発や情報提供をします。また、市が開催する各種イベントやボランティア活動等の地域活動について、男女が共に参画できる環境の整備と機会を提供します。

事業		計画	担当課
①	地域活動への参画促進のための啓発・情報提供	継続	市民協働課
	事業	計画	担当課
	地域活動への参画促進のための啓発・情報提供	継続	生涯学習課
	事業	計画	担当課
	地域活動への参画促進のための啓発・情報提供	継続	関係各課

「NPO法人 市民活動サポートセンターいなぎ」の持つ、市民活動の中間支援機能を【年度当初の目標】活用し、地域における市民活動のPRや登録団体のイベント紹介、団体相互の交流に取り組む。

令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
地域振興プラザの指定管理者である「NPO法人 市民活動サポートセンターいなぎ」の持つ、市民活動の中間支援機能を活用し、地域における市民活動のPRや登録団体の紹介、同団体の活動イベントの紹介、市民を含む登録団体相互の交流の活性化に取り組んだ。 令和4年度はサポートセンターいなぎの主催事業を予定通り実施した。 ①「市民活動交流フェスタ2022」は、「子どもたちが生き生きと過ごせる地域づくりのために」というテーマで、市内の子供たちをサポートする活動団体による事例報告の後、参加者同士で交流した。 ②稲城の魅力発信事業では、大丸用水沿いを歩き、参加者と景色を楽しんだ。 ③金曜サロンスペシャルは、予定通り全回実施した。 ④サポートセンターいなぎのHPの更新頻度を増やし、団体の活動紹介内容の充実および都や自治体からの情報の啓発・提供に努めた。	A	各団体の自主的な活動状況に左右されるところもあるため、定量的な数値目標は設定しないが、引き続き同指定管理者の活動を通じて啓発・情報提供に努めています。 令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で様々な活動が制限されていたが、令和4年度はそういった活動が再開されてきた。2年間の空白により活動に支障がでないよう、今後も指定管理者と連携して引き続き市民活動支援を実施していく。

【質問】

○市としてはこれから市民活動の中間支援機能を有する「NPO法人 市民活動サポートセンターいなぎ」とどのような連携をしていきたいとお考えでしょうか。

○サポートセンターいなぎでの交流フェスタの参加者、金曜サロンスペシャル開催回数を教えてください。

→【担当課回答】

○NPO法人市民活動サポートセンターいなぎ（以下、サポセンという。）を通じ、個別の市民団体の活動や相互の団体交流の活性化を図っていきたくて考えております。そのため、サポセンの把握する各団体の抱える課題、問題点等を共有し、サポセンの活動を行政の立場から支援してまいります。

○令和4年度市民活動交流フェスタ2022（11月19日開催）は参加人数は45人、金曜サロンスペシャルの開催回数は10回です。

【年度当初の目標】 男女の地域活動への参画を促すために、あらゆる機会を通じて広く市民全般に情報提供する。

令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
生涯学習だより「ひろば」を通して地域活動の情報提供を行い、参画への理解・意識啓発を図った。	A	社会教育関係団体の会員募集や催し物を掲載し、情報提供をすることができた。

【質問】

○「ひろば」の発行回数は年何回ですか？

→【担当課回答】

○毎月15日、年12回発行しています。

令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
-----------------------	---------	--------------------

本書6ページ参照（男女平等推進いなぎプラン 関係各課 取組み状況調べ＜調査結果＞、項目6）

目標 Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する
施策の方向 5 地域における男女共同参画の推進
施策 (1) 地域活動への参画の推進

地域活動において男女が対等な構成員として参画できるよう啓発や情報提供をします。また、市が開催する各種イベントやボランティア活動等の地域活動について、男女が共に参画できる環境の整備と機会を提供します。

事業		計画	担当課
男女が共に参画できる地域活動の機会の提供		新規	関係各課
事業		計画	担当課
②	男女が共に参画できる地域活動の機会の提供	継続	生涯学習課

令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
本書6ページ参照（男女平等推進いなぎプラン 関係各課 取組み状況調べく調査結果＞、項目7）		
【 年度当初の目標 】 男女が地域活動に参画する機会の提供と、参加しやすい条件の整備を図る。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
・中央公民館「外国人のための日本語教室」（全142回）ボランティア44人（男性13人、女性31人） ・中央公民館 青年学級「ともだちクラブ」（全7回） ボランティア2人(男性1人、女性1人)	B	ボランティアに関する講座実施により地域活動に参画するための学習の機会を提供することができた。 ともだちクラブでのボランティア活動では、知的障がい者との交流が主目的となるため、参画するハードルを下げるサポート体制が求められる。 市内在住の外国人や障がいのある青年との地域活動を行う機会を提供することができた。
【質問】 ○青年学級「ともだちクラブ」、ボランティア2人（男性1人、女性1人）は人数が少ないですが、どのような要因が考えられますか？ →【担当課回答】 ○これまでは立ち上げ当初から関わっていたスタッフ間で人員の確保をしていたようですが、スタッフの就職等、環境の変化を経て参加者が減少していったことが考えられます。また、「知的障がい者との交流」という活動内容を具体的にイメージしにくいことも要因の一つと考えています。 【協議会からのコメント】 ○講座「外国人のための日本語教室」に来日して日本語を学び習得された方を講師に招くとよいと思います。習得の上でどの様に教えられると学びやすいか、といった教わる側の視点を取り入れることでボランティアの向上にもつながると考えます。		

目標 Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する
施策の方向 5 地域における男女共同参画の推進
施策 (1) 地域活動への参画の推進

地域活動において男女が対等な構成員として参画できるよう啓発や情報提供をします。また、市が開催する各種イベントやボランティア活動等の地域活動について、男女が共に参画できる環境の整備と機会を提供します。

事業	計画	担当課
② 男女が共に参画できる地域活動の機会の提供	継続	高齢福祉課

【 年度当初の目標 】 生活支援コーディネーターを中心に地域の様々な団体や市民と連携し、地域づくりを推進する。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
高齢化が進む中、各地域で社会奉仕活動、友愛活動等を中心に行う単位みどりクラブ(老人クラブ)に補助金を交付して活動を支援している。また、市内にある12の単位みどりクラブにより組織化されている連合会の事務局として、円滑な運営を支援した。 ・会員数728人(令和5年3月31日現在) ・女性委員会(レクダンス等) 延べ416人参加(会議40人、交流18人、研修186人、レクダンス172人) ・グラウンドゴルフ大会(年1回)111人参加(男性55人、女性56人) 市及び4つの地域包括支援センターに配置された生活支援コーディネーターが、みどりクラブや地域住民が自主的に活動する団体等と連携し、協議体を設置し、地域づくりに取り組んだ。 また、新型コロナウイルス感染症への対応として、「通いの場支援補助金」で感染防止にかかる消耗品等の費用も引き続き補助し、団体の活動を支援した。(交付:36団体)	A	地域ごとに単位クラブが組織化されており、概ね60歳以上であれば、男女関係なく加入する意向の有無によって誰でも加入することができ、公平性は保たれている。また、個々のみどりクラブが充実した活動を営むことができ、相互による連携体制が組めるように、みどりクラブ連合会という連絡調整機関を行政で取りまとめており、女性委員会において女性委員の活動支援を行っている。 生活支援コーディネーターが中心となって設置される協議体について、新型コロナウイルスの感染防止を徹底したうえで実施された。一方でコロナ禍で普及したオンラインを併用しながら実施している地域もある。 また、感染防止に資する消耗品等も対象として通いの場支援補助金を交付したことで、団体の活動を後押しすることができ、コロナ禍でも活動の継続が図られた。
【質問】 ○「女性委員会において女性委員の活動支援」とありますがどういった支援でしょうか。 ○「単位みどりクラブ」の単位とはなんのでしょうか。 ○このみどりクラブ(老人クラブ)会員は女性のみなののでしょうか。男性会員がいるのであれば、比率はどれ程でしょう。 →【担当課回答】 ○女性委員会が行っている女性会員の特性を活かした地域活動を推進するための各種研修会等の活動に対して、事務局である当課が企画・運営等の支援を行っています。 ○「各地域毎の」という意味です。各地域毎に活動しているいわゆる老人会を当市では単位みどりクラブと呼んでいます。 ○担当課コメントにもあるように概ね60歳以上であれば男女関係なく加入することができ、令和5年4月1日現在で、男性会員241人、女性会員460人で合計701人の方が加入されており、男女比は34.4:65.6(小数点第2位四捨五入)です。		

目標 Ⅳ いなぎプランを推進する

施策の方向 1 いなぎプランの推進

施策 (1) 庁内推進体制の充実

いなぎプランに掲げた施策に取り組む職員の男女平等意識を高めるため、男女平等に関する啓発や情報提供をするとともに、市内の一事業所として男女共に働きやすい環境整備と職員のワーク・ライフ・バランスを進めていきます。また、市民協働課が中心となり、関係各課、関係機関が連携し推進体制を充実します。市だけでは取組みが困難な施策については、国や都等に働きかけ、周辺自治体等とも連携・情報交換していきます。

事 業		計 画	担当課
①	職員への男女平等に関する啓発・情報提供	継続	人事課
	事 業	計 画	担当課
	職員への男女平等に関する啓発・情報提供	継続	市民協働課

【 年度当初の目標 】 男女共同参画社会をめぐる社会及び自治体の動向を把握するため、研修等を通して啓発を行う。		
令和４年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
《庁内研修》 ・内容 「人権啓発研修」 ・対象 新規採用職員、副係長・係長・課長昇任者 ・対象者数33人 ・受講者数30人	A	同和やLGBTQ問題、障害のある方への配慮等、人権をめぐる様々な問題が生じていることから、市職員として人権に関する知識を深めるため「人権啓発研修」を実施した。また、その他の庁内研修を企画する際には、性別に差異のないテーマや内容になるよう心掛けた。
【質問】 ○対象者数33人・受講者数30人とありますが、未受講者への対応は行っていますか。また、人権啓発研修の具体的な内容やテーマなどがお分かりになれば、簡単に教えてください。		
→【担当課回答】 ○必修研修として位置付けているため、欠席者は次年度に受講いただいております。 当日は「日常生活の中に人権を」というテーマに、LGBTQ・障害者への配慮、インターネット上での人権侵害などを講師からお話いただきました。		
【協議会からのコメント】 ○人権をめぐる問題は正しい理解と丁寧な対応が求められるので、「人権啓発研修」は評価できるテーマだと思います。 ○人権については知識が必要なため、もし未受講者への対応を行っていないようなら、当日資料を配布するなど対応をお願いします。		
【 年度当初の目標 】 男女共同参画に関する情報に触れる機会を多くし、意識啓発をする。		
令和４年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○セミナー、行事等の全庁掲示板掲載 ○稲城市男女共同参画計画「男女平等推進いなぎプラン」関係各課取組み状況調べの実施 ○男女平等に関する情報誌「それいゆ」、男女平等推進いなぎプラン推進状況調査報告書等の配布	A	○男女共同参画の視点を広く啓発・情報提供するために全庁掲示板を活用し、セミナーや啓発キャンペーン期間、情報誌の発行をPRした。
【質問】 ○情報誌「それいゆ」は公共施設等への配架において、閲覧用でしたでしょうか？市民が持ち帰ることができる場合、どのくらいはけているか、肌感覚で構いませんので教えていただければと思います。		
→【担当課回答】 ○市内各施設に複数部配架しております。追加の連絡は現在のところございません。		

目標 Ⅳ いなぎプランを推進する

施策の方向 1 いなぎプランの推進

施策 (1) 庁内推進体制の充実

いなぎプランに掲げた施策に取り組む職員の男女平等意識を高めるため、男女平等に関する啓発や情報提供をするとともに、市内の一事業所として男女共に働きやすい環境整備と職員のワーク・ライフ・バランスを進めていきます。また、市民協働課が中心となり、関係各課、関係機関が連携し推進体制を充実します。市だけでは取組みが困難な施策については、国や都等に働きかけ、周辺自治体等とも連携・情報交換していきます。

事 業		計 画	担当課
②			
	男女平等の理念に基づく職員の採用・人事	継続	人事課

【 年度当初の目標 】 性別にとらわれず、公務に期待される能力を有する優秀な人材の採用を基本に、母集団である女性応募の促進を図る。																																																				
令和 4 年度事業実績(数値など具体的な実績)			事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント																																																
・性別による区分を設けない採用試験を全職種において実施した。 (採用日:令和4年4月1日～令和5年3月31日) ※受験者数:399人(市立病院については、採用年度が異なる場合があるため含んでいない。)			A	・採用職員数は年度毎の応募者の状況等により影響を受ける。性別にとらわれず、公務に期待される能力を有する優秀な人材の採用を基本にして実施した。																																																
<table><tr><th>職種</th><th>女</th><th>男</th><th>合計</th></tr><tr><td>一般事務</td><td>9</td><td>6</td><td>15</td></tr><tr><td>技術</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>消防職</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>保健師</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>医師</td><td>3</td><td>14</td><td>17</td></tr><tr><td>臨床検査技師</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td></tr><tr><td>看護師</td><td>10</td><td>3</td><td>13</td></tr><tr><td>薬剤師</td><td>3</td><td>1</td><td>4</td></tr><tr><td>助産師</td><td>3</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>医療ソーシャルワーカー</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>合計</td><td>33</td><td>28</td><td>61</td></tr></table>				職種	女	男	合計	一般事務	9	6	15	技術	0	1	1	消防職	1	2	3	保健師	1	0	1	医師	3	14	17	臨床検査技師	2	1	3	看護師	10	3	13	薬剤師	3	1	4	助産師	3	0	3	医療ソーシャルワーカー	1	0	1	合計	33	28	61	
職種	女	男		合計																																																
一般事務	9	6		15																																																
技術	0	1	1																																																	
消防職	1	2	3																																																	
保健師	1	0	1																																																	
医師	3	14	17																																																	
臨床検査技師	2	1	3																																																	
看護師	10	3	13																																																	
薬剤師	3	1	4																																																	
助産師	3	0	3																																																	
医療ソーシャルワーカー	1	0	1																																																	
合計	33	28	61																																																	
・試験制度による管理職・主任職昇任試験を実施した。			・医療職では継続して女性合格者を出したことで女性地方公務員の登用が進み、男女平等の理念に基づく人事が行われた。																																																	
<table><tr><th>試験</th><th>区分</th><th>最終合格者数</th><th>女</th><th>比率</th></tr><tr><td>行政職</td><td>管理職</td><td>3</td><td>0</td><td>0%</td></tr><tr><td>行政職</td><td>係長</td><td>2</td><td>0</td><td>0%</td></tr><tr><td>行政職</td><td>副係長</td><td>7</td><td>3</td><td>43%</td></tr><tr><td>医療職(医 2)</td><td>副係長(主任)職</td><td>2</td><td>2</td><td>100%</td></tr><tr><td>医療職(医 3)</td><td>副係長(主任)職</td><td>5</td><td>5</td><td>100%</td></tr><tr><td>消防</td><td>管理職</td><td>2</td><td>0</td><td>0%</td></tr><tr><td>消防</td><td>主任職</td><td>3</td><td>0</td><td>0%</td></tr><tr><td></td><td></td><td>24</td><td>10</td><td>42%</td></tr></table>			試験	区分	最終合格者数	女	比率	行政職	管理職	3	0	0%	行政職	係長	2	0	0%	行政職	副係長	7	3	43%	医療職(医 2)	副係長(主任)職	2	2	100%	医療職(医 3)	副係長(主任)職	5	5	100%	消防	管理職	2	0	0%	消防	主任職	3	0	0%			24	10	42%					
試験	区分	最終合格者数	女	比率																																																
行政職	管理職	3	0	0%																																																
行政職	係長	2	0	0%																																																
行政職	副係長	7	3	43%																																																
医療職(医 2)	副係長(主任)職	2	2	100%																																																
医療職(医 3)	副係長(主任)職	5	5	100%																																																
消防	管理職	2	0	0%																																																
消防	主任職	3	0	0%																																																
		24	10	42%																																																
【質問】 ○昇任試験の女性受験者数は増加傾向にありますか。有能な職員が敢えて受験しない理由はどのようなことが考えられるでしょうか。男女により理由に違いはありますか。																																																				
→【担当課回答】 ○令和 3 年度に比較して令和 4 年度の女性受験者数は増加しました。受験をしない理由としてましては、女性職員個々人のライフプランやライフデザインによるものと思料されます。																																																				
【協議会からのコメント】 ○「医療職では継続して女性合格者を出したことで女性地方公務員の登用が進み、～」のコメントに対し、昨年 も協議会から意見、質問がありましたが、今年も同じ回答になっているようです。																																																				

目標 Ⅳ いなぎプランを推進する

施策の方向 1 いなぎプランの推進

施策 (1) 庁内推進体制の充実

いなぎプランに掲げた施策に取り組む職員の男女平等意識を高めるため、男女平等に関する啓発や情報提供をするとともに、市内の一事業所として男女共に働きやすい環境整備と職員のワーク・ライフ・バランスを進めていきます。また、市民協働課が中心となり、関係各課、関係機関が連携し推進体制を充実します。市だけでは取組みが困難な施策については、国や都等に働きかけ、周辺自治体等とも連携・情報交換していきます。

事 業		計 画	担当課
③			
	女性職員の管理・指導的立場への参画に向けた意識啓発と人材育成	継続	人事課

【 年度当初の目標 】 将来、管理職となる女性職員を育成し、キャリアアップに向けた不安等が解消できるような取組、キャリアアップ意識を高めるための研修等を行う。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
職員の女性割合（令和4年4月1日現在） ・職員全体：47.2%（R3：47.4%） ・係長職：22.3%（R3：23.1%） ・管理職：27.8%（R3：29.5%） ハラスメント防止研修 ・内容 ハラスメントの最新事例を紹介し、実態を知る。事例に沿ったケーススタディを行う。 ・対象 部長、課長、係長職 ・対象者数188人 ・受講者数176人 課長昇任者研修 ・内容 課長の仕事や役割、議会对応、働き方改革等について ・対象者数3人 ・受講者数3人 係長昇任者研修 ・内容 人権問題、仕事と人のマネジメント等 ・対象者数（係長昇任者のみ） 人権問題8人、仕事と人のマネジメント9人 ・受講者数 人権問題5人、仕事と人のマネジメント9人	A	・意志決定段階への女性参画の増加に向けて、また女性のエンパワーメントを高めていけるよう、人材育成に努めている。 ・ハラスメント防止研修については、管理・指導的立場にある職員を対象に、ハラスメントの実態を紹介し、自身の行動や考えに対して注意喚起するとともに、ハラスメントを発生させない職場づくりについて啓発を行った。また、課長・係長昇任時には管理職や係長としての必要な基礎知識の習得を図り、潤滑に職務遂行できるよう、研修を行った。キャリアアップする際に抱える心配事を解消出来るよう努めた。
【質問】 ○ハラスメント防止研修では事例検討も含めたワークショップ型の研修と考えていいですか。 → 【担当課回答】 ○動画聴講形式となっております。 【協議会からのコメント】 ○ハラスメントは個人の価値観で判断するのではなく、具体的な内容について深く理解することが大切だと思いますので、今後も研修を継続していただきたいと思います。		

目標 Ⅳ いなぎプランを推進する

施策の方向 1 いなぎプランの推進

施策 (1) 庁内推進体制の充実

いなぎプランに掲げた施策に取り組む職員の男女平等意識を高めるため、男女平等に関する啓発や情報提供をするとともに、市内の一事業所として男女共に働きやすい環境整備と職員のワーク・ライフ・バランスを進めていきます。また、市民協働課が中心となり、関係各課、関係機関が連携し推進体制を充実します。市だけでは取組みが困難な施策については、国や都等に働きかけ、周辺自治体等とも連携・情報交換していきます。

事業		計画	担当課
④	男性職員の育児休暇取得に向けた啓発・情報提供	充実	人事課
事業		計画	担当課
⑤	男女が共に働きやすい環境整備	継続	人事課
事業		計画	担当課
	男女が共に働きやすい環境整備	継続	関係各課

【 年度当初の目標 】 育児休暇制度への理解を高め、仕事と家庭の両立を支援する職場環境を組織全体で作る。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
男性職員の育児休暇取得 ・対象人数：17人（R3：36人）※新規取得対象 ・取得人数：12人（R3：17人） ・平均取得日数：112.1日（R3：62.2日） ※取得人数及び平均取得日数については、年度またぎの場合、両年度でカウントしている。 ※会計年度任用職員取得人数：女性6人、男性0人（参考） 介護休暇取得者：男性7人、女性11人（うち、会計年度任用職員は男性1人、女性0人）	A	職員への制度周知の働きかけや意識変化により、男性職員の育児休暇取得者が増加傾向にある。（27年度2人、28年度3人、29年度5人、30年度5人、31年度4人、R2年度7人、R3年度17人）。
【質問】 ○参考までに、介護休暇の取得率も増加傾向と考えていいのでしょうか。 →【担当課回答】 ○職員数に対する割合とすると前年度に比較して増加しております。 【協議会からのコメント】 ○男性職員の育児休暇取得割合が増加している傾向は大変評価できると思います。今後も育児休暇が当たり前に取得できる職場環境の構築に期待します。		
【 年度当初の目標 】 稲城市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に沿った取り組みを実施する。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
女性職員の活躍の推進及び稲城市職員における働き方改革を進めるにあたり、市としての方針と具体的なアクションを定めるために策定した「働き方改革基本方針」及び「働き方改革実践メニュー」を基に、各課にて取り組みを行った。 なお、全課を対象に「働き方改革実践メニュー」の取り組みや職場環境を確認するために「働き方改革ヒアリング」も実施している。 ※テレワーク利用件数：303件	A	「働き方改革基本方針」及び「働き方改革実践メニュー」に基づき、具体的な取り組みを行うと共に、管理職のマネジメントを通じて、職員の意見を聞きながら、リーダーシップを発揮することで、働きやすい環境を整備し、女性の職業生活における活躍推進を後押ししていく。
【質問】 ○職場環境を確認するために「働き方改革ヒアリング」も実施しているとありますが、職員から（各課から）どのような声が上がっていますか？ ○テレワーク利用件数：303件とありますが、令和3年度は利用件数が489件と報告されていました。約200件も利用が減少していますが、テレワーク利用の難しさやその対策などがあれば教えてください。 →【担当課回答】 ○新型コロナワクチンの浸透により、中止されてきた事業が再開し始めた一方で、感染対策の徹底を同時に行うことの困難さについて苦慮している声がありました。 ○令和4年度は申請方法を簡便化することで、よりテレワークを利用しやすい環境を整えています。市民対応が本分である市職員にとってテレワークは馴染みにくいこともあり、また、新型コロナワクチンの浸透により、ウィズコロナの動きが広まったことにより自然とテレワークの利用件数が減少したものと思料します。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
本書6ページ参照（男女平等推進いなぎプラン 関係各課 取り組み状況調べ＜調査結果＞、項目8）		

目標 Ⅳ いなぎプランを推進する

施策の方向 1 いなぎプランの推進

施策 (1) 庁内推進体制の充実

いなぎプランに掲げた施策に取り組む職員の男女平等意識を高めるため、男女平等に関する啓発や情報提供をするとともに、市内の一事業所として男女共に働きやすい環境整備と職員のワーク・ライフ・バランスを進めていきます。また、市民協働課が中心となり、関係各課、関係機関が連携し推進体制を充実します。市だけでは取組みが困難な施策については、国や都等に働きかけ、周辺自治体等とも連携・情報交換していきます。

事業		計画	担当課
⑤	男女が共に働きやすい環境整備	新規	市立病院
事業		計画	担当課
⑥	男女平等推進いなぎプラン推進状況調査の実施及び職員への周知	充実	市民協働課
事業		計画	担当課
	男女平等推進いなぎプラン推進状況調査の実施及び職員への周知	充実	関係各課

【 年度当初の目標 】 引き続き施設の継続と更なる充実を図る。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
職員向けの院内保育室を継続的に設置している。	A	乳幼児のいる職員や、産後に職場復帰を考えている職員にとって、働くために効果的な支援を行うことができるものと認識している。 また、東京都で実施している看護師復職支援研修の受講者も利用できるようにし、子育て世代の就労環境整備に広く貢献した。
【質問】 ○院内保育の利用者は増加傾向にありますか。 → 【担当課回答】 ○各自治体の保育園が整備され、待機児童が減少していることから院内保育の利用者は減少傾向です。児童がいる入職者や復職者からの問い合わせは多く、男女が共に働きやすい環境づくりに寄与してるものと考えています。		
【 年度当初の目標 】 調査を通して男女共同参画の視点を伝え、職員の意識向上を図る。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○男女平等推進いなぎプラン推進状況調査の実施 継続的かつ着実な推進を図るため、プランに掲げた事業の実施状況について担当各課を対象に調査を実施。 調査項目：①事業実績 ②事業実施の評価 ③②に対する担当課コメント 男女共同参画計画推進協議会において担当課からの回答を点検・評価し、提言をいただいた。また、庁内推進組織である男女平等推進本部においても調査結果を報告し進捗状況を確認した。	A	○回答様式には記入方法を具体的に示し、多くの積極的なコメントが寄せられるよう工夫し、担当各課の取組みについて男女共同参画の観点から点検・振り返るよう働きかけることができた。 また、報告書を200部作成し、全庁及び関係機関に報告書を配布し周知した。
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
本書6ページ参照（男女平等推進いなぎプラン 関係各課 取組み状況調べ＜調査結果＞、項目9）		

目標 Ⅳ いなぎプランを推進する

施策の方向 1 いなぎプランの推進

施策 (1) 庁内推進体制の充実

いなぎプランに掲げた施策に取り組む職員の男女平等意識を高めるため、男女平等に関する啓発や情報提供をするとともに、市内の一事業所として男女共に働きやすい環境整備と職員のワーク・ライフ・バランスを進めていきます。また、市民協働課が中心となり、関係各課、関係機関が連携し推進体制を充実します。市だけでは取組みが困難な施策については、国や都等に働きかけ、周辺自治体等とも連携・情報交換していきます。

事業		計画	担当課
⑦	男女平等推進本部の運営	継続	市民協働課
事業		計画	担当課
⑧	国や東京都、周辺自治体及び関係機関との連携	継続	市民協働課
事業		計画	担当課
	国や東京都、周辺自治体及び関係機関との連携	継続	関係各課

【 年度当初の目標 】 全庁の気運を高める推進組織として総合的な役割を果たす。

令和 4 年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○男女平等推進本部会議の実施 庁内推進組織である男女平等推進本部を運営し、全庁体制で取り組んだ。 実施日：令和4年11月2日 内 容：①男女平等推進いなぎプランの推進状況の報告（令和3年度事業実績） ②いなぎ女性の悩み相談事業について ③男女平等推進セミナーについて	A	○本部会議において各事業の実施状況を取り上げることで男女平等推進いなぎプランの進捗状況を総合的に把握及び点検することができた。

【質問】

○本部会議では、委員から意見や質問はありましたか。あれば教えてください。

→ 【担当課回答】

○各課からの実績について、見にくいとの指摘がありましたので、修正しました。修正内容については、協議会でも報告させていただいております。

【 年度当初の目標 】 情報共有を積極的に行い、引き続き連携する。

令和 4 年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○各種調査回答による情報交換 ○各種会議、研修等への参加による情報収集、情報交換 東京都：都内男女平等参画（女性）センター館長等会議、職務関係者研修等 市町村：男女平等参画施策担当課長会、男女平等参画施策担当職員連絡会等	A	○参集やリモートで会議・研修等を行った。

【質問】

○会議・研修の回数を教えてください。

→ 【担当課回答】

・市町村男女平等参画施策担当課長会（1回） ・市町村男女平等参画施策担当職員連絡会幹事会（1回・オンライン） ・都内男女平等参画（女性）センター館長当会議（1回・オンライン） ・市町村男女平等参画施策担当職員連絡会（1回）

令和 4 年度事業実績(数値など具体的な実績)

事業実施の
評価

事業実施の評価に対する担当課コメント

本書6ページ参照（男女平等推進いなぎプラン 関係各課 取組み状況調べ＜調査結果＞、項目10）

目標 Ⅳ いなぎプランを推進する

施策の方向 1 いなぎプランの推進

施策 (2) いなぎプランの進捗管理

いなぎプランを着実に実行するために、市民推進組織においてプランの進捗状況を点検・評価するとともに、その結果をわかりやすく、市民及び職員に提示します。また、法令の改正等により必要と認められる場合には、計画期間中であっても計画の見直しを行います。

事業		計画	担当課
①	稲城市男女共同参画計画推進協議会活動の運営	継続	市民協働課
事業		計画	担当課
②	次期計画の策定及び現行計画の期間中における見直し	継続	市民協働課
事業		計画	担当課
③	男女共同参画に関する実態調査及び職員意識調査の実施	継続	市民協働課

【 年度当初の目標 】 男女共同参画の推進につながる事業の進捗状況を見守り、協議する。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○男女共同参画計画推進協議会（第Ⅳ期） 任期：令和4年4月1日～令和5年3月31日 委員：10人…学識経験者3人、市民7人 （うち女性7人、男性3人） 開催回数：5回 活動内容：男女平等推進いなぎプランの進捗状況確認、評価及び提言、男女共同参画施策主管課事業（セミナー等）の協議・検討等。	A	○令和4年度より協議会員の協力のもと5回すべて参集で会議を行うことができた。 活動をとおして、事業の進捗状況を確認していただくと同時に、施策の推進に向けて市全体及び市民全体の視点で広く意見をいただいた。
【協議会からのコメント】 ○コロナ禍の状況にあって参集で会議を行ったことは有意義だったと思います。		
【 年度当初の目標 】 国及び東京都の動向と本市の状況を見ながら、検討する。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○特筆すべき見直しは行わなかった。	A	○法令の改正等により必要と認められる場合には見直し等を行うが、昨年度は特筆すべき見直しは行わなかった。今後も国の動向等に注視していく。
【 年度当初の目標 】 調査結果を参考にした事業の実施を図る。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○市民実態調査 10年に1度実施を予定する調査で、直近では平成26年度に実施（第四次男女平等推進いなぎプラン策定の基礎資料とするため）。次回は令和6年度に実施予定。 ○職員の意識調査 5年に1度実施を予定する調査で、令和3年度に実施。次回は令和7年度に実施予定。	A	○職員意識調査を行ったので、調査結果をもとに職員への男女平等の意識改革に役立てて行きたい。
【質問】 ○令和6年度の市民実態調査へ向けて調査内容の検討予定などがありますか。 →【担当課回答】 ○現在のところ、これから秘書広報課と実施方法等を調整しながら検討いたします。 【協議会からのコメント】 ○職員意識調査を実施したことにより、課題の洗い出しができたと思うので、「職員への男女平等に関する啓発・情報提供」の事業担当である人事課とも連携し、ぜひ改善していった欲しいと思います。		

目標 Ⅳ いなぎプランを推進する

施策の方向 2 男女平等推進センター事業の充実

施策 (1) 男女平等にかかる事業の充実

男女平等の推進を直接的な目的とした事業について、市民との協働により効果的に実施します。

事 業		計 画	担当課
①	男女平等を考える「フォーラム」の実施	継続	市民協働課

【 年度当初の目標 】 市民実行委員と協働のもと、男女共同参画への理解促進と意識啓発を図る。

令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の 評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
市民実行委員会に企画・運営を委託し、主管課である市民協働課と協働で開催している。 ○女と男のフォーラムいなぎの実施 実行委員：5人（女性） 実施日：令和5年2月12日（日） テーマ：パンデミックが浮き彫りにしたジェンダー格差 ～コロナ禍の未来を切り拓こう～ 参加者：45人 託 児：申込0人 ○市内図書館等でのイベント展示（図書館課が全面協力） ○パネル展 場所：市役所1階ロビー ○記録集の発行 300部	A	○近年、実行委員の担い手が減少している中、今年度は5人の実行委員に参加していただいた。年代も幅広く、それぞれの日常のステージにおける気付きや知識をシェアするなど、情報交換・意見交換が活発であった。今回は新型コロナウイルス感染症対策をしつつ、対面開催・2部構成のグループトークとし、コロナ禍前のフォーラム形式開催ができた。 また、図書館課の協力で、イベント告知及び関連図書などの展示スペースを設置していただき、啓発につなげることができた。 今回は託児の要望がなかったが、要約筆記を希望する参加者があったので、要約筆記と手話通訳を手配した。今後も誰もが、どの世代にも興味関心を持っていただけるような、また、参加しやすい企画を考えていきたい。

【質問】

○事前に参加者の希望があればいつでも手話通訳者や要約筆記者を手配することはできるのでしょうか。

○実行委員が昨年から4名減少していますが、今年継続して引き受けていただけなかった事情がわかれば、差し支えない範囲で教えていただけるとでしょうか。

→【担当課回答】

○女と男のフォーラムいなぎでは、要約筆記、手話通訳、点字プログラムは希望がなくても用意しています。

○任期終了後、継続の意向確認は行いますが、辞退の理由については個々の事情があるため把握しておりません。

【コメント】

○毎年メンバーが変わる中、少ない人数で企画を一から作り上げていくことは大変だと思いますが、市民企画・運営のこのような貴重な会が継続されることを望みます。

○委員募集にも工夫をお願いします。

○不特定多数の利用者がある図書館を利用できたことは大変良かったと思います。テーマの内容もいいと思います。今後の企画にも期待しています。

目標 Ⅳ いなぎプランを推進する

施策の方向 2 男女平等推進センター事業の充実

施策 (1) 男女平等にかかる事業の充実

男女平等の推進を直接的な目的とした事業について、市民との協働により効果的に実施します。

事業		計画	担当課
②	男女平等推進セミナーの実施	継続	市民協働課
事業		計画	担当課
③	男女平等に関する情報誌の発行	継続	市民協働課

【 年度当初の目標 】 男女双方の視点から暮らし方・意識の変革に結びつくような企画をする。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○セミナーⅠ 実施日：令和4年9月2日（金） テーマ：輝く自分であるために！ 定 員：20人 参加者：8人（女性8、男性0） 託 児：申込0人 ○セミナーⅡ 実施日：令和5年1月21日（土） テーマ：無意識の思い込みについて 知ろう ～アンコンシャス・バイアスについて～ 定 員：30人 参加者：22人（女性20、男性2） 託 児：申込2人、利用2人	A	○セミナーⅠは、新型コロナウイルス感染症に考慮し、定員を20名と少なくして開催した。再就職を考えている方を対象に、自分の魅力（アピールポイント）を発見するために個人ワークやグループシェアを行い、自分らしい就職活動を進め、自分に合った仕事を見つけられるよう、自己表現力をあげるためのセミナーを開催した。（経済課との共催） ○セミナーⅡは、どこにでも、誰にでも存在する「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」について知って、気づいて、対応することについて学ぶことにより、仕事、家庭、子育てなど様々なシーンで自分の中にある無意識の思い込みに気づいていただき、コントロールすることの大切さを学んだ。
【質問】 ○セミナーⅠ、Ⅱの受講者からの感想で、ポジティブなものがあればいくつかご紹介いただけないでしょうか。 →【担当課回答】 ○セミナーⅠ：「自分の魅力を発見する事ができてとてもよかった。」、「自分の魅力を再認識するいい機会でした。」など。 セミナーⅡ：「すぐに変わることは難しいと思いますが、まず自分自身が日々、意識を持つことをしていきます。」など。 【コメント】 ○セミナーⅡのテーマは男性にも是非参加していただきたい内容で大変興味深い良いテーマだったと思います。		
【 年度当初の目標 】 男女共同参画に関するテーマを取り上げ、幅広く情報共有する。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○男女平等に関する情報誌「それいゆ」の発行 発行部数：1,000部 内容：・【特集】育児休業法が改正されました ～誰もが働きやすい社会をめざして～ ・いなぎのひと ・男女平等推進セミナーⅠ、Ⅱ報告 ・男女平等推進センター利用案内	A	○特集では、改正された育児・介護休業法についてポイントを紹介した。また、育休を取得した市職員の一言記事を掲載した。「いなぎのひと」では、市内で活躍されている方のインタビューを掲載している。
【コメント】 ○育児介護休業法は改正を繰り返し、内容が複雑になっております。多岐にわたる規定があるので理解するのが難しいと思いますので、今後も機会があれば、繰り返し紹介していただきたいと思います。 ○育休を取得した市職員の一言記事はとてもよいアイデアだと思います。市内で活躍されている方のインタビューは素晴らしいと思います。		

目標 Ⅳ いなぎプランを推進する
施策の方向 2 男女平等推進センター事業の充実
施策 (1) 男女平等にかかる事業の充実
 男女平等の推進を直接的な目的とした事業について、市民との協働により効果的に実施しま
す。

事業		計画	担当課
④	男女平等に関する法令や条約等の周知	継続	市民協働課
事業		計画	担当課
⑤	男女平等に関する相談事業「女性の悩み相談」の実施	継続	市民協働課

【 年度当初の目標 】 法令の改正や社会情勢、調査結果等を参考にして周知を図る。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○育児休業法の改正を男女平等に関する情報紙「それいゆ」に掲載した。	A	○引き続き法令改正等があった場合は、情報提供をしていきたい。
【コメント】 ○育児介護休業法は改正を繰り返し、内容が複雑になっております。多岐にわたる規定があるので理解するのが難しいと思いますので、今後も機会があれば、繰り返し紹介していただきたいと思います。		
【 年度当初の目標 】 悩みを抱えるさまざまな人に安心・安全な相談の場を提供する。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○いなぎ女性の悩み相談の実施 夫婦や家族の問題、自身の生き方、育児、職場の悩み、恋人や配偶者からの暴力など、専門の相談員による相談を実施した。 実施日時：毎月第1・3水曜日、第4土曜日 10時～13時、14時～16時 (1人50分) 相談件数：44件（女性41件、男性3件） ○広報いなぎ、ホームページ、情報誌等へ掲載。各媒体においても相談案内を掲載するほか、チラシや相談窓口紹介カードを庁内及び市内各施設へ配架し、周知した。	A	○新型コロナウイルス感染症の感染対策を行ったうえで、相談者の気持ちに寄り添う相談業務が実施できた。 複雑化・多様化する悩みについて、適切に対応できるように情報収集しながら相談・支援体制を整えた。 「夫婦関係（離婚など）」や「親子関係」を主訴とした相談が多数を占めている。身近な相談窓口として利用していただけるよう、引き続き周知していく。また、水曜日のみ男性の相談が可能。今後も周知をしていく。
【質問】 ○男性からのご相談はどのような内容のものがあるのか、お差し仕えない範囲で教えていただけますでしょうか。 → 【担当課回答】 ○夫婦や家族の問題、自身の生き方、育児、職場の悩み、恋人や配偶者からの暴力など、様々な悩みがあります。 【協議会からのコメント】 ○以前からコメントしていることと思いますが、「女性の悩み相談」という事業名は、男性が申しづらいのではないかと推測します。男性からの相談も可としているのであれば、事業名の変更も考えてみては如何でしょうか。 ○令和4年度の男性の相談件数は3件とのことですが、相談内容の多くが、「夫婦関係」や「親子関係」が主訴としたものとありましたので、相談には繋がっていないけれど、男性も同じように悩んでいる可能性があるのではないのでしょうか。 ○悩みを抱える方の相談窓口は大変重要な役割を担っております。積極的に周知をしていただき、今後の運営継続に期待します。		

目標 Ⅳ いなぎプランを推進する

施策の方向 2 男女平等推進センター事業の充実

施策 (1) 男女平等にかかる事業の充実

男女平等の推進を直接的な目的とした事業について、市民との協働により効果的に実施します。

事業		計画	担当課
⑥	男女平等に関する団体等への活動支援	充実	市民協働課
事業		計画	担当課
⑦	男女平等に関する研修会等の情報提供	継続	市民協働課
事業		計画	担当課
⑧	市民との協働による男女平等推進事業の運営	継続	市民協働課

【 年度当初の目標 】 男女平等推進センターを利用しやすいように工夫し、周知を図る。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○男女平等推進センターの運営及び利用促進 ・打ち合わせコーナー及びキッズルーム貸出 ・男女平等に関する資料や情報の収集と提供（目標Ⅰ-1-(2)-③参照） ・広報いなぎ、情報誌等へ掲載 市報で年1回、ホームページや男女平等に関する情報誌「それいゆ」で案内を掲載し、利用拡大を図った。また、男女平等推進セミナーでも男女平等推進センターの紹介を行った。	B	○男女平等推進センターの運営とともに、センターでの活動支援を行うには、認知度も課題の1つとなっている。 図書コーナーでは、セミナー等と関連させた書籍を厳選して配架しており、書籍の表紙が見える展示をするなど展示手法に工夫をしPRした。スペースの利用だけではなく、センターから発信している情報を広く持ち帰ってもらえるよう引き続き努めたい。
【質問】 ○男女平等推進センターに関する稲城市のホームページの担当や更新状況について教えてください。		
→【担当課回答】 ○ホームページの担当課は市民協働課男女平等参画係です。当課実施の事業やイベントの告知に加え、国や東京都の男女共同参画に係る情報提供に合わせ、その都度ホームページを更新しております。		
【 年度当初の目標 】 情報提供の機会をとらえて、発信する。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○セミナー等開催に関する情報提供 ・チラシ、ポスター掲示や他自治体の情報誌、記録集等を配架 ○セミナー等開催時の一時保育実施 ・男女平等推進セミナーⅠ・Ⅱ ・女と男のフォーラムいなぎ	A	○男女共同参画意識の普及のために、多岐にわたる情報の中から身近なもの、共感を得られる内容を中心に情報提供に心がけた。 とりわけ、セミナーやフォーラムについては、男女共同参画計画推進協議会や市民実行委員会の意見を反映する機会でもあるので、今後も有益な情報提供をしていきたい。
【 年度当初の目標 】 より多くの市民の方と協働をし、事業の充実を図る。		
令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
○女と男のフォーラムいなぎの実施 実行委員：5人（女性） 開催回数：11回 活動内容：テーマ及び講師について協議 ・検討、イベント形式について協議・検討、講師打ち合わせ、広報活動、準備、記録集の作成 ○男女平等に関する情報誌「それいゆ」 記事「いなぎのひと」	A	○女と男のフォーラムいなぎでは、市民実行委員会を組織し、社会問題や気になることについて話し合いながらテーマを決めている。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症に考慮しながら話し合いや開催内容を決定し、長引くコロナ禍で女性の貧困や家庭内ケア負担など浮き彫りになった現実について知り、誰もが生きやすい社会を考えるきっかけとなった。 実行委員会、行政がそれぞれパワーを十分に発揮し、連携することで推進力が強まった。 ○情報誌「それいゆ」では、育児休業法改正の特集を掲載し、ワーク・ライフ・バランスの啓発をすることができた。

資 料

○男女平等推進いなぎプラン（第四次）推進状況調査 時系列実績

○稲城市における政策決定過程への女性の参画状況

○用語解説

○稲城市男女共同参画計画推進協議会

○稲城市男女平等推進本部

男女平等推進いなぎプラン（第四次）推進状況調査 時系列実績

A	男女平等の視点を十分に配慮し、事業も十分実施できた。 (男女平等が直接の目的ではないが、その事業が充実することにより結果的に男女平等が推進される事業が充分実施できた。)
B	男女平等の視点を十分に配慮したが、事業の実施については工夫や改善が必要だった。 (男女平等が直接の目的ではないが、その事業が充実することにより結果的に男女平等が推進される事業の実施については工夫や改善が必要だった。)
C	男女平等の視点への配慮が十分とはいえないが、事業は十分実施できた。 (男女平等が直接の目的ではないが、その事業が充実することにより結果的に男女平等が推進される事業は実施できなかった。)

[illegible]

男女平等推進いなぎプラン（第四次）推進状況調査 時系列実績

目標	施策の方向	施策	事業	計画	担当課	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	平成31年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績
I	2	(1)	① 女性委員の積極的登用と委員の男女比の均衡	継続	市民協働課	B	B	B	B	B	B	B	—	—	—
I	2	(1)	② 人材バンクによる、女性の人材に関するデータの確保	継続	生涯学習課	A	A	A	A	A	A	A	—	—	—
				継続	市民協働課	B	B	B	B	B	B	B	—	—	—
I	2	(2)	① 男女の視点を踏まえた避難所設営・管理運営の指針の改定	新規	防災課	A	A	A	A	A	A	A	—	—	—
II	1	(1)	① 人権尊重に関する啓発・情報提供（性や多様な生き方への理解等）	新規	市民協働課	A	A	A	A	A	A	A	—	—	—
				継続	総務契約課	A	A	A	A	A	A	A	—	—	—
II	1	(1)	② 男女平等の視点でのメディア・リテラシーに関する啓発と男女平等に配慮した広報物の作成	新規	市民協働課	A	A	A	A	A	A	A	—	—	—
II	1	(2)	① 学校現場等における性に関する教育や啓発の実施	継続	指導課	A	A	A	A	A	A	A	—	—	—
				新規	市立病院	B	B	B	A	A	A	A	—	—	—
II	1	(2)	② リプロダクティブ・ヘルス/ライツ等性と健康に関する啓発・情報提供	継続	健康課	A	A	A	A	A	A	A	組織改正により 担当課変更		
				継続	市民協働課	A	B	A	B	B	B	A	—	—	—

男女平等推進いなぎプラン（第四次）推進状況調査 時系列実績

[illegible]

男女平等推進いなぎプラン（第四次）推進状況調査 時系列実績

目標	施策の方向	施策	事業	計画	担当課	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	平成31年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績
Ⅱ	2	(2)	① セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発・情報提供	継続	市民協働課	A	A	A	A	A	A	A	—	—	—
				継続	経済観光課	A	A	A	A	A	組織改正により担当課変更				
				継続	経済課	組織改正により担当課変更					A	A	—	—	—
Ⅲ	1	(1)	① 女性の就労に関する啓発・情報提供	継続	市民協働課	A	A	A	A	A	A	A	—	—	—
				継続	経済観光課	A	A	A	A	A	組織改正により担当課変更				
				継続	経済課	組織改正により担当課変更					A	A	—	—	—
Ⅲ	1	(1)	② 他機関との連携による女性の就労支援	継続	経済観光課	B	B	A	A	A	組織改正により担当課変更				
				継続	経済課	組織改正により担当課変更					A	A	—	—	—
Ⅲ	1	(2)	① 市内企業への労働の場における男女平等の啓発・情報提供（セクハラ、ポジティブ・アクション）、育児・介護休業法、パートタイム労働法、労働者派遣法等関係法令の周知）	継続	経済観光課	B	B	A	A	A	組織改正により担当課変更				
				継続	経済課	組織改正により担当課変更					A	A	—	—	—
				継続	市民協働課	B	B	A	A	A	A	B	—	—	—
Ⅲ	1	(2)	② 市内企業へのワーク・ライフ・バランスに関する啓発・情報提供	新規	市民協働課	A	A	A	A	A	A	A	—	—	—
				継続	経済観光課	B	B	A	A	A	組織改正により担当課変更				
				継続	経済課	組織改正により担当課変更					A	A	—	—	—

男女平等推進いなぎプラン（第四次）推進状況調査 時系列実績

目標	施策の方向	施策	事業	計画	担当課	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	平成31年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績
Ⅲ	2	(1)	① 男女がともに家事・育児・介護に参画するための啓発・情報提供	継続	市民協働課	A	A	A	A	A	A	A	—	—	—
				継続	生涯学習課	A	A	A	A	A	A	A	—	—	—
Ⅲ	2	(1)	② 市民への育児・介護休業制度に関する情報提供	継続	経済観光課	B	B	A	A	A	組織改正により担当課変更				
				継続	経済課	組織改正により担当課変更					A	A	—	—	—
				継続	市民協働課	A	A	A	A	A	A	A	—	—	—
Ⅲ	2	(1)	③ 男性の積極的な育児参画に向けた啓発・情報提供（両親学級への両親参加の推進、父親ハンドブックの交付）	継続	健康課	A	A	A	A	A	A	A	組織改正により担当課変更		
Ⅲ	3	(1)	① 幼児期の学校教育・保育サービスの充実（認可保育所事業、認定こども園事業、家庭的保育事業等、新制度幼稚園事業、認証保育所事業）	充実	子育て支援課	A	A	A	A	A	A	A	—	—	—
Ⅲ	3	(1)	② 特別保育事業の充実（障害児保育事業、延長保育事業、年末保育事業、休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業）	充実	子育て支援課	A	A	A	A	A	A	A	—	—	—
Ⅲ	3	(1)	③ 放課後対策事業の実施（学童クラブ・放課後子ども教室）	継続	児童青少年課	A	A	A	A	A	A	A	—	—	—
				継続	生涯学習課	A	A	A	A	A	A	A	—	—	—
Ⅲ	3	(1)	④ ボランティアとの連携による子育て支援（子育てサポーター養成講座、ファミリー・サポート・センター事業）	充実	子育て支援課	A	A	A	A	A	組織改正により担当課変更				
				充実	子ども家庭支援センター課	組織改正により担当課変更					A	A	—	—	—

男女平等推進いなぎプラン（第四次）推進状況調査 時系列実績

[illegible]

男女平等推進いなぎプラン（第四次）推進状況調査 時系列実績

[illegible]

男女平等推進いなぎプラン（第四次）推進状況調査 時系列実績

[illegible]

稲城市における政策決定過程への女性の参画状況

1 議会

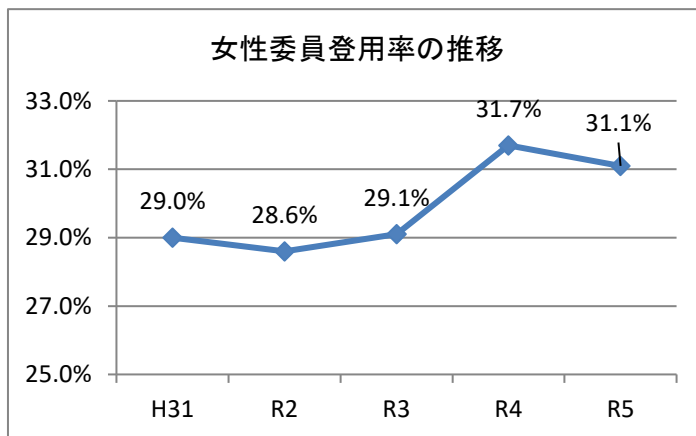
令和5年4月1日現在

総議員数	女性議員数	割合
21 人	7 人	33.3%

2 委員会等

令和5年4月1日現在

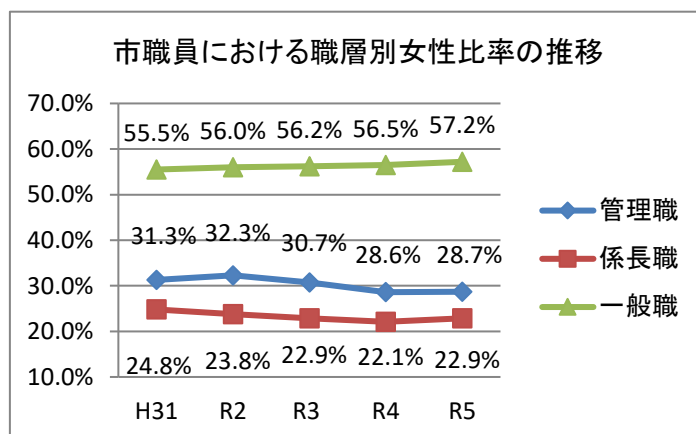
区分	全委員会等数	女性委員を含む 委員会等数	女性委員を含む 委員会等の割合	全委員数	女性委員数	女性委員の割合
行政委員会	5	2	40.0%	25 人	3 人	12.0%
附属機関	28	25	89.3%	356 人	99 人	27.8%
その他	31	26	83.9%	568 人	193 人	34.0%
合計	64	53	82.8%	949 人	295 人	31.1%



3 市職員

令和5年4月1日現在

区分	職員総数	女性職員数	女性職員の割合
管理職	108 人	31 人	28.7%
係長職	157 人	36 人	22.9%
一般職	633 人	362 人	57.2%
合計	898 人	429 人	47.8%



用語解説（男女平等推進いなぎプラン（稲城市男女共同参画計画）（第四次）から抜粋）

平成31年3月加筆修正版

ア行

育児・介護休業法

正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。育児や家族の介護を行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立をやすくすることを目的としています。

エンパワーメント

個人が自己決定力などの力を身につけ、人生のあらゆる局面において本来持っている能力を発揮し、経済的・社会的・政治的に平等に参加していくことをいいます。

カ行

固定的性別役割分担意識

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」というように、男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、性別を理由として役割を固定的に考えることをいいます。

サ行

ジェンダー

ジェンダーとは、性別のあり方を、権力関係や社会・文化的意味づけに着目して示すときの言葉です。一般に、ジェンダーは、社会・文化的に形成される性別をさすとされ、たとえば、社会通念や慣習のなかにある「女性らしさ」「男性らしさ」といったイメージ等を意味するとされます。この場合、ジェンダーは生物学的な性別であるセックスと区別されますが、生物学的な基準で男女を分類することもまた、人間社会の営みであることを考えると、広くジェンダーの作用だといえます。

ストーカー規制法

正式には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」といいます。ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的としています。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

職場、学校、地域など、あらゆる場面において、相手の意に反する性的な言動により、相手を不快にさせたり、不利益を与えることをいいます。「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」に基づき、職場におけるセクシュアル・ハラスメントについて必要な対策をとることが事業主に義務付けられています。

タ行

デートDV

交際相手からのDVのことをいいます。デートDVも殴る、蹴るなどの身体的暴力だけではなく、命令したり、監視したり、いつもお金を支払わせるなど、相手の気持ちを考えずに強制によりコントロールし、相手を傷付ける行為です。暴力がエスカレートし、ストーカー行為や暴行傷害につながることもあります。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある、または親密な関係にあった者から振られる暴力のことをいいます。身体的な暴力だけでなく、言葉や態度によるものもあります。外部からは発見しづらく潜在化しやすいため、被害が深刻化するケースも増えています。暴力には次のような分類があります。

身体的暴力：殴る、蹴る、髪を引っ張る、物を投げつける 等

精神的暴力：大声で怒鳴る、何を言っても無視して口をきかない、人前でバカにする 等

経済的暴力：生活費を渡さない、家計の支出など細かく監視して行動を制限する 等

社会的暴力：外出や交友関係を制限する、電話や郵便物をチェックする 等

性的暴力：性行為を強要する、無理にポルノ等を見せる、避妊に協力しない 等

ハ行

パートタイム労働法

正式には「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」といいます。短時間労働者の公正な待遇を確保し、また、納得して働くことができるようにすることを目的としています。

ポジティブ・アクション

日本語では、積極的差別是正措置と訳されます。女性や障害者、外国人等の社会的に不利な立場に置かれてきた人びとに対し、積極的にさまざまな機会を提供して差別を是正する取り組みのことをさします。手法としては、男女別や人種別の割り当て（クオータ）制などがあります。男女共同参画社会基本法では、性差別の改善が国や地方公共団体の責務として規定されており、その施策にはポジティブ・アクションが含まれます。なお、2018年に成立した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は、男女の議員候補者数が均等となることを目指すという基本原則を掲げ、政党に対してもその実現に努めるよう求めています。

マ行

メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことをいいます。

ラ行

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されています。中心課題には、いつ何人の子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

労働者派遣法

正式には「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」といいます。労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の保護を目的としています。

ワ行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。ワーク・ライフ・バランスの推進により、具体的には、（１）就労による経済的自立が可能な社会、（２）健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、（３）多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指します。

（参考：内閣府男女共同参画局ホームページ「男女共同参画関係用語」ほか）

稲城市男女共同参画計画推進協議会

令和4年4月～令和6年3月

※令和5年4月1日現在

氏名	役職	構成
ハマダ ユリエ 浜田 有里恵	会 長	市民
トウゴ ゲントク 藤後 玄徳	副会長	市民
オオスキ サトカ 大貫 恵佳		学識経験者
セキカワ マサヨ 関川 雅代		学識経験者
ホリウチ アイコ 堀内 愛子		学識経験者
エグチ ヒロコ 江口 浩子		市民
シマミヤ ケイジ 嶋宮 啓次		市民
タカハシ カヨ 高橋 佳代		市民
タナカ マナブ 田中 学		市民
タナハラ カヨ 棚原 佳代		市民

稲城市男女共同参画計画推進協議会設置要綱第3条による

稲城市男女平等推進本部

※令和5年4月1日現在

本部員	役職
副市長	本 部 長
産業文化スポーツ部長	副本部長
議会事務局長	
企画部長	
総務部長	
市民部長	
福祉部長	
子ども福祉部長	
都市建設部長	
都市環境整備部長	
教育部長	
教育指導担当部長	
病院事務長	
消防長	
会計管理者	

稲城市男女平等推進本部設置要綱第3条による

男女平等推進いなぎプラン

推進状況調査報告書

令和 6 年 3 月発行

発行 東京都稲城市産業文化スポーツ部市民協働課男女平等参画係
住所 〒206-8601 稲城市東長沼 2111 番地
電話 042-378-2111（内線 273 番）